

# 令和7年度第3回長野県自立支援協議会 次第

令和8年3月19日(木)

13:30~15:30

オンライン併用 長野県庁 講堂

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 会議事項

(1) 専門部会等の活動状況について

…資料1

(2) 長野県自立支援協議会の取組について

…資料2

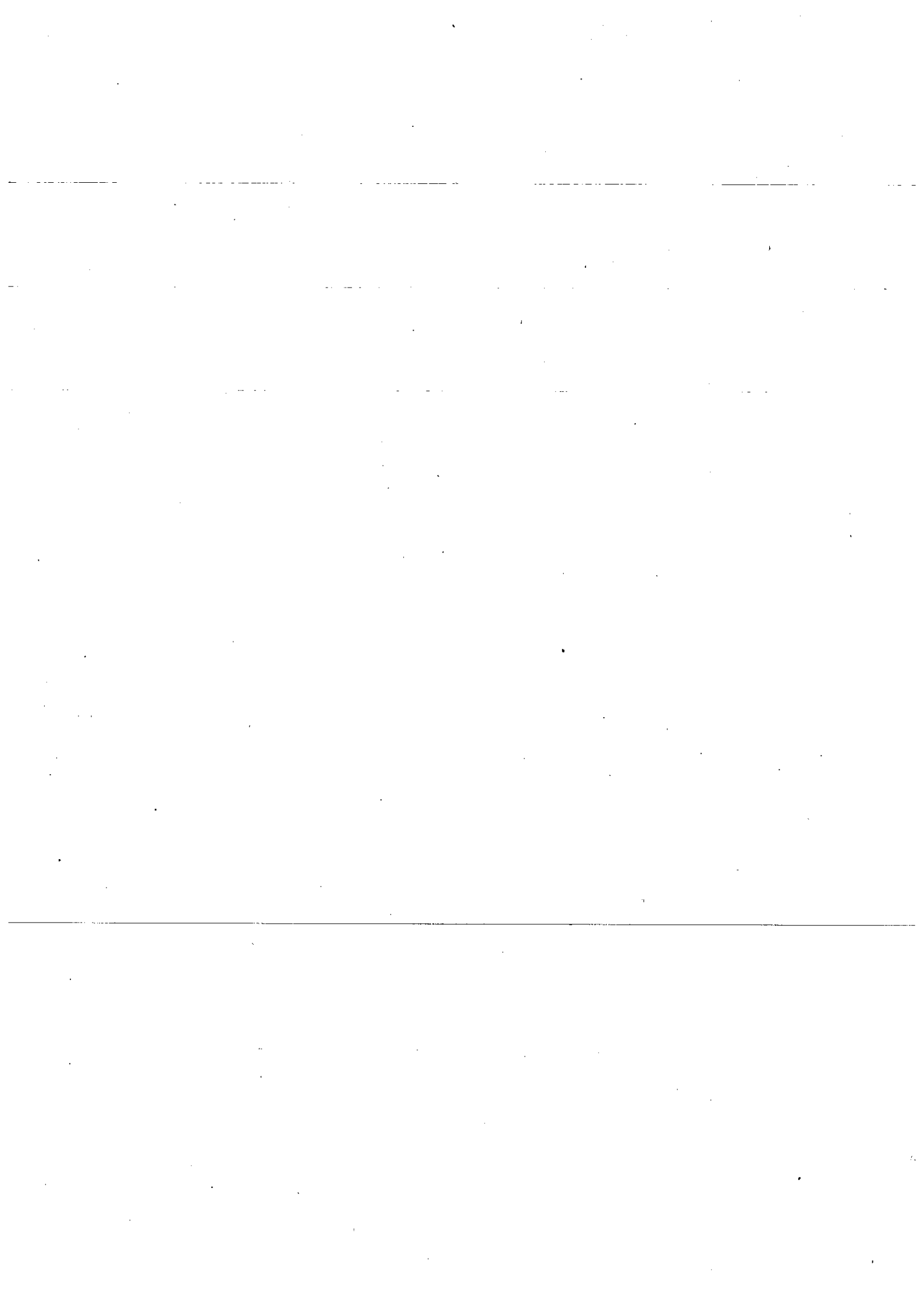
(3) 地域からの課題について

…資料3

(4) その他

…資料4

## 4 閉 会



長野県自立支援協議会 出席者名簿

[R7.11.27]

(敬称略)

設置要綱 (第4条)	氏名	役職等	備考	出欠
第1号	高橋 泰宏	長野県ピアサポートネットワーク 役員	当事者団体代表	オ
	小林 壽夫	(福) 長野県身体障害者福祉協会 評議員		欠
	丸山 香里	長野県手をつなぐ育成会 副会長・会長代理		○
第2号	高橋 邦彰	(福) からし種の会 緑の牧場学園 施設長	佐久圏域代表	オ
	原 恵	上田市障がい者支援課 課長補佐	上小圏域代表(行政)	○
	林 敏彦	(福) この街福祉会 理事長	諏訪圏域代表	オ
	増田 佳奈江	上伊那圏域障がい者総合支援センター 所長	上伊那圏域代表	○
	乾 徳彦	南信州広域連合地域医療福祉連携課 課長	飯伊圏域代表(行政)	○
	花川 あづま	上松町住民福祉課 課長	木曾圏域代表(行政)	オ
	藤森 あづさ	塩尻市福祉支援課 課長	松本圏域代表(行政)	オ
	太田 浩司	大町市民生部福祉課 課長	大北圏域代表(行政)	欠
	立原 博之	長野市保健福祉部障害福祉課 課長補佐	長野圏域(長野市)代表	代
山崎 文英	飯山市民生部保健福祉課 課長	北信圏域代表(行政)	オ	
第3号	西村 昭太	NPO法人ケ・セラ 理事長	公募	○
	一ノ瀬 晴香	長野県医療的ケア児等支援センター 助産師・保健師・看護師		オ
	本田 秀夫	信州大学医学部子どものこころの発達医学教室 教授	有識者	○
	長峰 夏樹	長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター 所長		○
	小林 広美	中野市地域包括支援センター 北信総合病院 管理者		欠
	上野 隆一	(一社)しょう 事業部長		○
	関谷 真	(特非) 須高地域総合支援センター 所長・主任相談支援専門員		○
	臼井 尚子	(福) 信濃友愛会 障がい者相談支援センターあいほっと 主任相談支援専門員		○
	邊田 卓馬	(福) 高水福祉会 北信圏域障がい者総合支援センター 療育コーディネーター		○
	宮内 宏	(一社)地の会 管理者		○
	春日 聡	(同) KASUGA 相談支援事業所naKara 主任相談支援専門員		○
勝又 小百合	(福) りんどう信濃会喬木悠生寮 主任相談支援専門員	○		

(オ):オンライン出席  
(代):代理出席

長野県自立支援協議会 委員名簿

【任期：R7.6.1～R9.5.31】

(敬称略)

設置要綱 (第4条)	氏名	役職等	備考
第1号	高橋 泰宏	長野県ピアサポートネットワーク 役員	当事者団体代表
	小林 壽夫	(福)長野県身体障害者福祉協会 評議員	
	丸山 香里	長野県手をつなぐ育成会 副会長・会長代理	
第2号	高橋 邦彰	(福)からし種の会 緑の牧場学園 施設長	佐久圏域代表
	原 恵	上田市障がい者支援課 課長補佐	上小圏域代表(行政)
	林 敏彦	(福)この街福祉会 理事長	諏訪圏域代表
	増田 佳奈江	上伊那圏域障がい者総合支援センター 所長	上伊那圏域代表
	乾 徳彦	南信州広域連合地域医療福祉連携課 課長	飯伊圏域代表(行政)
	花川 あづま	上松町住民福祉課 課長	木曾圏域代表(行政)
	藤森 あづさ	塩尻市福祉支援課 課長	松本圏域代表(行政)
	太田 浩司	大町市民生部福祉課 課長	大北圏域代表(行政)
	高野 晃弘	長野市保健福祉部障害福祉課 課長 長野市障害ふくしネット 会長代理	長野圏域(長野市)代表
	山崎 文英	飯山市民生部保健福祉課 課長	北信圏域代表(行政)
第3号	西村 昭太	NPO法人ケ・セラ 理事長	公募
	一ノ瀬 晴香	長野県医療的ケア児等支援センター 助産師・保健師・看護師	
	本田 秀夫	信州大学医学部子どものこころの発達医学教室 教授	有識者
	長峰 夏樹	長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター 所長	
	小林 広美	中野市地域包括支援センター 北信総合病院 管理者	
	上野 隆一	(一社)しょう 事業部長	
	関谷 真	(特非)須高地域総合支援センター 所長・主任相談支援専門員	
	臼井 尚子	(福)信濃友愛会 障がい者相談支援センターあいほっと 主任相談支援専門員	
	邊田 卓馬	(福)高水福祉会 北信圏域障がい者総合支援センター 療育コーディネーター	
	宮内 宏	(一社)地の会 管理者	
春日 聡	(同)KASUGA 相談支援事業所naKara 主任相談支援専門員		
勝又 小百合	(福)りんどう信濃会喬木悠生寮 主任相談支援専門員		

長野県自立支援協議会 幹事名簿

(敬称略)

所属	職	氏名
県民文化部 次世代サポート課	課長	馬場 武親
健康福祉部 地域福祉課	課長	百瀬 聡美
健康福祉部 疾病・感染症対策課	課長	鈴木 三千穂
産業労働部 労働雇用課	課長	中嶋 大輔
教育委員会事務局 特別支援教育課	課長	神津 公洋
健康福祉部 障がい者支援課	課長	藤木 秀明

長野県自立支援協議会 出席者名簿

(敬称略)

所属	職	氏名
県民文化部 次世代サポート課	青少年指導主事	大日向 洋介
長野県発達障がい情報・支援センター	副センター長	宮内 かつら
健康福祉部 地域福祉課	自立支援・援護係長	高橋 弘樹
健康福祉部 疾病・感染症対策課	課長補佐兼心の健康支援係長	中島 広介
	主査保健師	比田井 明日香
産業労働部 労働雇用課	主事	山田 玲子
教育委員会事務局 特別支援教育課	主任指導主事	井坪 信
健康福祉部 障がい者支援課	課長	藤木 秀明
	企画幹兼課長補佐	田中 聡
	担当係長	南 恵子
	主査	田中 祐多
	課長補佐兼共生社会推進係長	大井 千明
	主査	堀内 祐希
	主事	伊達 葵

専門部会等の活動状況について

- 人材育成部会
- 療育部会
- 就労支援部会
- 精神障がい者地域移行支援部会
- 権利擁護部会

## 令和7年度 長野県自立支援協議会人材育成部会報告

### [1] 今年度の狙い

「長野県障がい者相談支援従事者人材ビジョン」に基づき、障がいのある方々がご本人の望む暮らしの実現に向けた相談支援の提供、また「安心して暮らせる地域づくり」を担う人材を育てることを目標にする。昨年度からの継続的な課題として、下記の項目を中心に取り組んでいく。

#### (1) 障害福祉計画の推進（相談支援の質の向上）

- ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の実践促進（PDCA サイクル）
- ・基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の充実  
（令和6年度報酬改定をふまえた相談支援体制整備について）
- ・主任相談支援専門員の役割と各圏域の活動状況の共有

#### (2) 人材ビジョンの活用

- ・「長野県障がい者相談支援従事者人材ビジョン」の活用により、相談体制を更に進めていく。
- ・主任の活躍する場として、地域 OJT 活動の定着を図る。  
（モニタリング検証の仕組みの構築も主任の活躍を期待する場面となる）

#### (3) 相談支援従事者養成研修との連携

- ・法定研修と地域の人材育成の連携について  
法定研修の内容及び獲得目標等の理解の再共有と連動した実習体制の構築  
運営委員会との方針共有

### [2] 部会の開催及び取組状況

- ・第1回 5月14日（水）  
部会の取組、令和6年度相談支援従事者指導者養成研修の予定、国研修の受講推薦（方針等確認）、法定研修の内容及び獲得目標等の理解の再共有と連動した実習体制について確認
- ・第2回 7月22日（火）〈機能強化会議と合同・集合開催〉  
相談支援従事者指導者養成研修の復命（4コース）、モニタリング検証の実施（検討）状況の共有。
- ・第3回 9月10日（水）  
第7期（第3期）障害福祉計画の進捗確認（相談支援）、体制整備の状況確認・共有  
モニタリング検証、地域 OJT の体制整備状況、機能強化型相談支援給付費算定事業所数、主任相談支援専門員の活動状況等
- ・第4回 12月22日（月）  
相談支援従事者初任者・現任研修の各圏域の実習体制、意思決定支援に関する取組について共有
- ・第5回 2月12日（木）  
次年度に向けて・まとめ

### [3] 成果

(1) 相談支援体制の充実に向けて、国では相談支援専門員の専任化を進める方針であり、令和6年度の報酬改定においても手厚い人員体制の事業所の評価がされたことから、複数事業所間協働連携の広がりについても県内の状況を確認し、共有した。

福祉計画の重点施策である基幹相談支援センターの設置について、未設置である圏域（地域）における設置に向けた協議状況等について情報共有を行った。

自立支援協議会（本会）での意見を踏まえ、意思決定支援の実践を後押しする地域協議会等における取組や工夫について状況を共有した。今後は基幹相談支援センターと主任相談支援専門員の地域における役割や実践について、継続的に協議していくことが重要となる。

(2) 人材ビジョン ver.2.1とこれに連動する地域ごとの人材ビジョンの下、障がい者相談支援体制等機能強化会議と協同し、人材育成部会員のみならず、行政職員を含めた各圏域（地域）における相談支援体制の核となる者を対象として下記の点について再確認した。

- ・モニタリング検証が圏域（地域）のOJTにおいて人材育成につながる事
- ・モニタリング検証の取組が主任相談支援専門員の活躍の機会の増加につながる事
- ・これらの取組は法定研修の実習の場の連動において前提となっており、着実な実践のためにはこの仕組みの構築及び整備が重要であること

(3) 相談支援従事者養成研修との連携において、実地教育（実習）が適切に実施できるよう、法定研修の獲得目標と実地教育（実習）の目的を共有し、講師側の準備及び体制整備等、圏域（地域）ごとの工夫を共有した。

相談支援専門員協会と人材育成部会が相談支援体制の充実に向けて両輪となるよう役割を確認するとともに、引き続き各圏域の相談支援体制の強化に向け、障がい者相談支援体制等機能強化会議との合同会議を実施し、地域づくりを行う人材の育成を進めていく。

### [4] 相談支援関連研修実施状況等

#### (1) 相談支援従事者養成研修

・ 7～10月	相談支援従事者初任研修	修了者	113人
・ 12月	相談支援従事者専門研修（地域移行・地域定着） （長野県介護支援専門員協会と合同企画）		
	A日程（相談・介護の連携の基礎）	修了者	7人
	B日程（既存の専門コース研修）	修了者	13人
	C日程（総合コース）	修了者	11人
	※法定研修部分（B+C）	修了者	24人
・ 11～12月	相談支援従事者主任研修	修了者	11人
・ 9～11月	相談支援従事者現任研修	修了者	122人

(2) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修

・ 6月 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修 修了者 192人

・ 10～12月 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修

A日程 (ホクト文化ホール) 修了者 53人

B日程 (キッセイ文化ホール) 修了者 70人

C日程 (伊那文化会館) 修了者 49人

・ 8～2月 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 実践研修

2年間 OJT コース (8～9月実施) 修了者 125人

6ヶ月 OJT コース (1～2月実施) 修了見込者 73人

[5] 来年度に向けて

- ・ 第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画の (PDCA サイクル) の実践及び成果の共有と、第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の策定にかかる進捗の共有。
- ・ 人材ビジョンを活用した、地域の相談支援体制の強化について運営委員会との共有
- ・ 主任の活躍の場と連動し、モニタリング検証の仕組みの構築及び整備についての具体的な推進方法及び課題の分析についての共有
- ・ 人材育成部会の立場から相談支援体制構築の核として、引き続き相談支援従事者指導者養成研修の受講者を1名推薦。

## 令和7年度 長野県自立支援協議会療育部会報告

### [1] 今年度のねらい

- (1) 当事者・家族が早期から身近な地域で相談、適切な療育等が受けられる体制のより一層の充実を図る。
- (2) 社会資源の現状把握を行い、課題への対応策の検討や好事例等の共有を通じ、圏域療育部会の協議の促進等機能強化を図る。
- (3) 第3期障害児福祉計画の成果目標に関する地域の取組状況の共有を行う。
- (4) 発達障がい児者（※診断のない場合も含む）や医療的ケア児者の協議の場である「長野県発達障がい者支援対策協議会」「長野県医療的ケア児支援連携推進会議」と連動し、関係機関との連携を図る。

### [2] 部会の開催及び取組状況

第1回	5月15日 【オンライン】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援協議会の概要及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について共有</li> <li>・今年度の活動について協議</li> <li>・各圏域自立支援協議会における今年度の取組等に関する情報交換</li> <li>・関係機関の取組について情報提供</li> </ul>
第2回	8月25日 【集合】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各圏域における「発達支援」の実情を把握するため「児童発達支援・放課後等デイサービス等に関する自治体調査」実施に向けて、実施方法及び調査内容、結果の集約・活用方法等について協議</li> <li>・発達障がい関係会議についての報告</li> </ul>
	9月～11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童発達支援・放課後等デイサービス等に関する自治体調査」の実施及び調査結果とりまとめ</li> </ul>
第3回	11月20日 【オンライン】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童発達支援・放課後等デイサービス等に関する自治体調査」の各圏域の状況報告及び意見交換、全県結果（中間まとめ）の共有及び最終まとめに向けての協議</li> <li>・医ケア関係会議についての報告</li> <li>・特別支援教育課から情報提供（特別支援コーディネーター研修について）</li> </ul>
第4回	2月9日 【オンライン】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童発達支援・放課後等デイサービス等に関する自治体調査」の結果（最終まとめ）について共有</li> <li>・令和7年度の圏域の取組について情報交換</li> <li>・次年度の活動について意見交換</li> </ul>

### [3] 成果

- ・「児童発達支援・放課後等デイサービス等に関する自治体調査」を実施し、各圏域・地域の課題と特徴や強みなども改めて確認することができた。各地域の強みを生かした上で課題解決に向けた取組の方向性を考える機会となった。

また、各圏域・地域での関係者間の課題意識の共有や協議の促進に繋がるものとなった。

[4] 来年度に向けて

- ・自治体調査結果を踏まえた地域での協議及び取組促進に向けた後方支援  
(発達支援に関する基本的な理解の促進、好事例等の共有などの研修会の開催等)
- ・障がい児支援体制の状況(障害福祉計画の進捗及び次期計画の策定含む)の共有
- ・地域協議会運営の情報交換
- ・関係する協議の場との連携促進

# 児童発達支援・放課後等デイサービス事業等に関する自治体調査結果

## 長野県自立支援協議会療育部会

### 1 目的

児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業については、障がいのある児や発達に特性のある児に対して、「発達支援（療育）」を提供するサービスであるが、利用ニーズの多様化及び増加により、事業所の不足等が課題となっている。

そのような状況を踏まえ、児童発達支援・放課後等デイサービス事業等に関する現状及び課題、資源開拓・活用等課題解決に向けた取組状況などについて、市町村に調査を行い、地域の支援体制のあり方について検討する。

※本調査の結果は、各圏域におけるサービスの過不足や取組を比較評価するものではなく、療育コーディネーターを通じて圏域自立支援協議会の部会等において共有し、支援体制の充実に向けての協議等に活用する。

### 2 回答

全 77 市町村

### 3 調査方法

- ① 市町村にアンケート調査を実施。
- ② 療育コーディネーターが必要に応じて市町村に聞き取り等を行い、圏域の状況をとりとまとめ。
- ③ 事務局において全県の状況を集約。

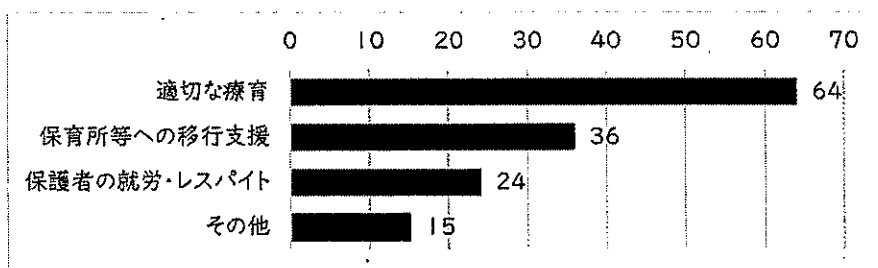
### 4 調査結果

#### 【児童発達支援事業について】

(1) サービス提供事業所数（R7.4.1 時点）及び支給決定件数（令和 7 年 4 月請求分）

事業所数	143
支給決定数	1417

#### 利用目的(市町村数・複数回答)



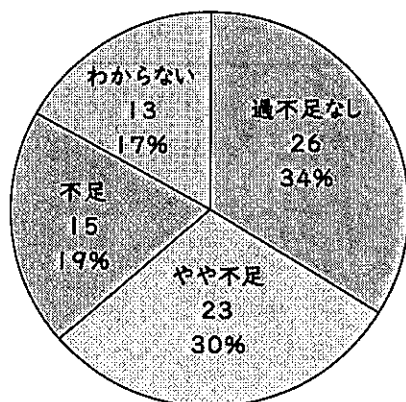
- ・約 3 割の市町村は、「保護者の就労・レスパイト」を目的とした利用も見られる。
- ・「その他」では、「児との関わり方への専門相談」等が挙げられた。

(2) 明文化した支給決定基準の有無

		市町村数【77】	割合【100】
基準あり	公表している	3	4%
	公表していない	6	8%
基準なし	部署内で判断の考え方を統一	52	67%
	個々の担当が判断	16	21%

・基準あり又は部署内で判断の考え方を統一している市町村が全体の約8割となっている。

(3) サービス提供事業所の充足状況（市町村数）



・約半数の市町村が「やや不足」「不足」と感じている。

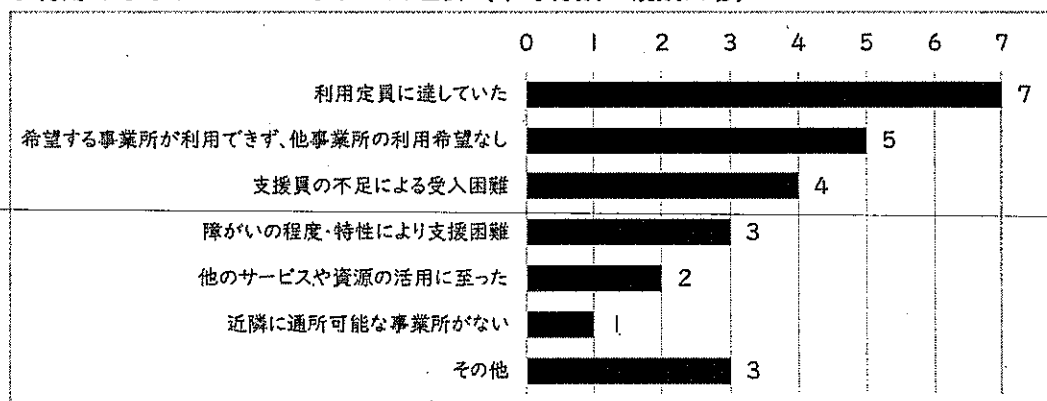
【やや不足/不足の理由（抜粋）】

- ・空きがなく、利用できない児が一定数いる
- ・利用までに待機期間が発生
- ・希望どおりの日数・時間の利用ができない
- ・遠方のため、通所に時間がかかる/保護者の送迎負担が大きい/サービス利用を諦める
- ・医ケア・重心、障がいの程度が重い児、強度行動障がいのある児の受入れ先が限られる
- ・サービスを休止する事業所が存在
- ・早期発見・早期療育に力を入れており、利用希望する保護者が増加

(4) 令和6年度「利用希望があったが利用が出来なかった・しなかった児」の有無等

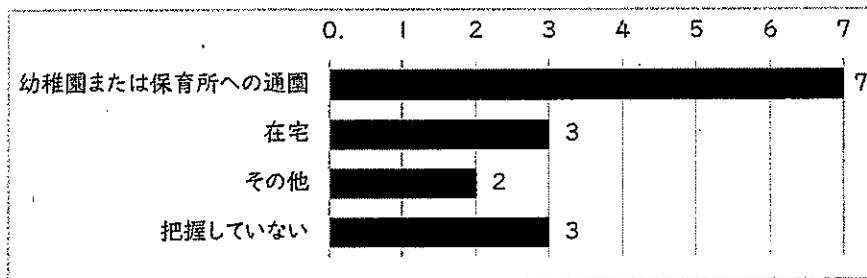
	市町村数
あり	12
なし	59
把握していない	6

○利用できなかった・しなかった理由（市町村数・複数回答）



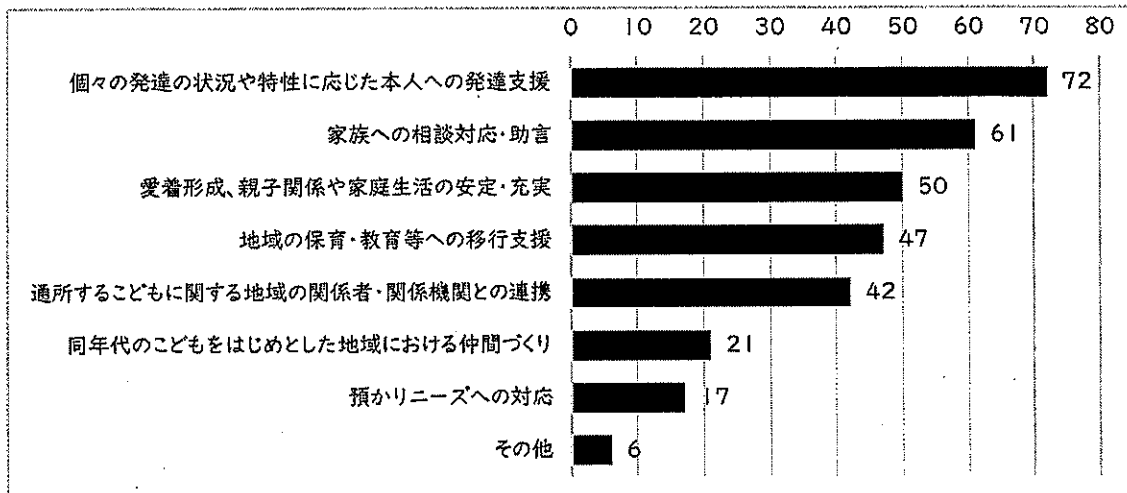
・「その他」では、「利用時間と保護者の勤務の折り合いがつかなかった」などが挙げられた。

○利用できなかった・しなかった児の処遇（市町村数・複数回答）



・「その他」では、「自治体や児童発達支援センターの実施する教室への参加」などが挙げられた。

(5) 地域の中で期待する機能・役割（市町村数・複数回答）



- ・本人への発達支援とともに、家族支援及び地域との連携を期待している。
- ・「その他」では、「多くの年代との関わりの場」「中核的機能」などが挙げられた。

(6) 課題と感じていること（抜粋）

カテゴリー	課 題
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所不足 ・人材不足 ・送迎の確保</li> <li>・医療的ケア児、重症心身障がい児、強度行動障がいのある児等、障がいの程度が重い児の受け入れが限られる</li> <li>・療育の質の向上</li> <li>・提供されるサービス内容が不明瞭</li> <li>・本人にあった支援のアセスメントが不十分</li> </ul>
利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所との考え方のミスマッチ</li> <li>・フルタイム共働き家庭の増加等を背景とした未満児からの預かりニーズの高まり、単独通園や長時間利用の増加</li> <li>・家庭内での療育的関わりの不足</li> <li>・困難を抱える家庭の増加→サービス提供が課題の解決でない場合も、サービスに期待を寄せられる傾向</li> </ul>

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の支援（発達相談や教室）を全く利用していないケースの増加</li> <li>・保護者への療育の必要性の説明、支援担当部署の明確化</li> <li>・外国ルーツ児の療育の必要性の見極め</li> </ul>
保育所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所移行時の受入れ側の人員不足</li> <li>・未満児の保育所入園の増加→必要な時期に養育を受けていないことによる対応困難</li> <li>・心身に障がいや発達の特性がある子どもの特性やニーズに合わせたかかわり方や環境整備</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者の制度理解・児童発達支援の役割の確認</li> <li>・医療機関逼迫により OT/ST が受けられない</li> </ul>

(7) 課題に対する取組や解決策等（抜粋）

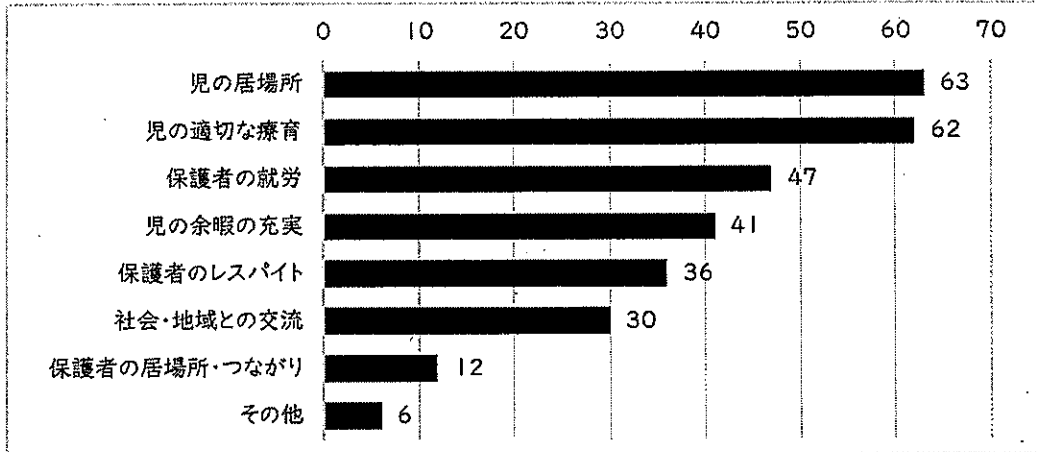
カテゴリー	課題に対する取組や解決策等
事業所や送迎の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所招致のため、自治体内の事業所が参集する会議において課題共有</li> <li>・家族以外による送迎対応の検討</li> <li>・タイムケアの利用</li> </ul>
療育的関わりの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診や保育所巡回でのケース把握・相談</li> <li>・自治体や療育支援事業、児童発達支援センター等のペアレントトレーニング、親子教室の活用</li> </ul>
保育所等の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所移行に関して、支援保育士配置を就園委員会で判断</li> <li>・保育所等訪問支援事業を活用し、保育現場での支援力の向上</li> </ul>
関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な情報共有の機会の確保</li> <li>・自立支援協議会を通じた地域課題の抽出・検討</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体として家庭支援を行える体制の整備</li> </ul>

【放課後等デイサービス事業について】

(1) サービス提供事業所数 (R7.4.1 時点) 及び支給決定件数 (令和7年4月請求分)

事業所数	294
支給決定数	5404

利用目的(市町村数・複数回答)



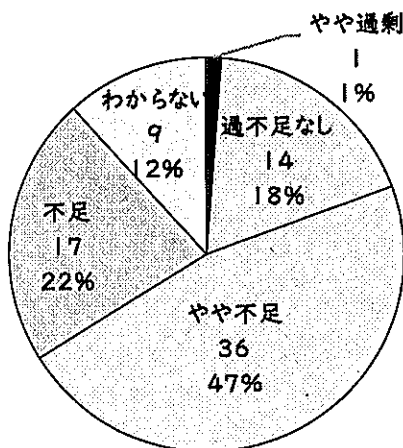
- ・約6割の市町村で、「保護者の就労」を目的とした利用もみられる。
- ・「その他」では、「児とのかかわり方の専門相談」などが挙げられた。

(2) 明文化した支給決定基準の有無

		市町村数 [77]	割合 [100]
基準あり	公表している	4	5%
	公表していない	7	9%
基準なし	部署内で判断の考え方を統一	50	65%
	個々の担当が判断	16	21%

- ・児童発達支援事業同様、基準あり又は部署内で判断の考え方を統一している市町村が全体の約8割となっている。

(3) サービス提供事業所の充足状況 (市町村数)



やや過剰 ・約7割の市町村が「やや不足」「不足」と感じている。

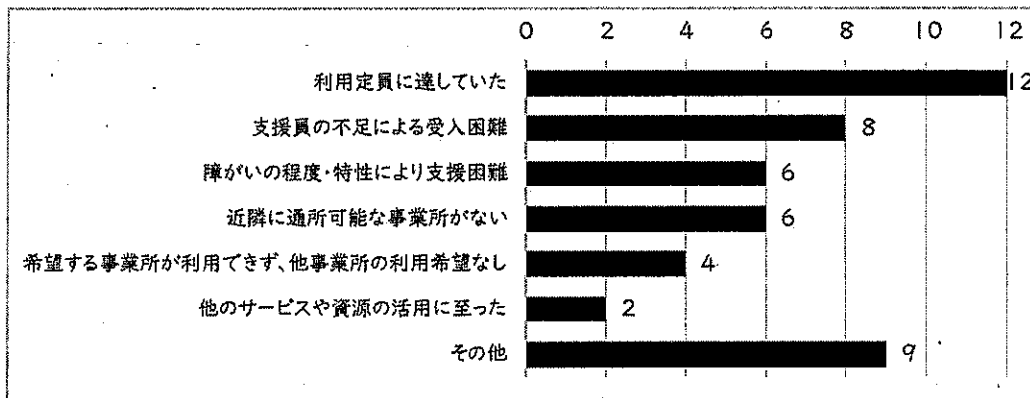
【やや不足/不足の理由 (抜粋)】

- ・空きがなく、利用できない児がいる (特に年度途中の利用や新規利用、長期休暇時)
- ・利用までに待機期間が発生 (数か月待ちの場合も)
- ・希望どおりの日数の利用ができない
- ・医ケア・重心、障がいの程度が重い児、強度行動障がいのある児の受入れ先が限られる
- ・放課後児童クラブ等で受入れ出来ない児の利用希望の増加
- ・児童発達支援を利用していた児の放課後等デイサービス利用希望の増加
- ・サービスを休止・縮小する事業所が存在
- ・早期発見・早期療育に力を入れているため

(4) 令和6年度「利用希望があったが利用が出来なかった・しなかった児」の有無等

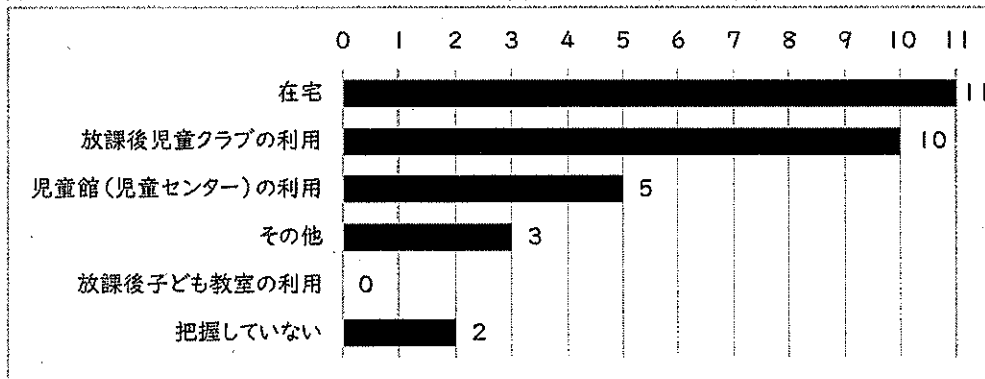
	市町村数
あり	17
なし	56
把握していない	4

○利用できなかった・しなかった理由（市町村数・複数回答）



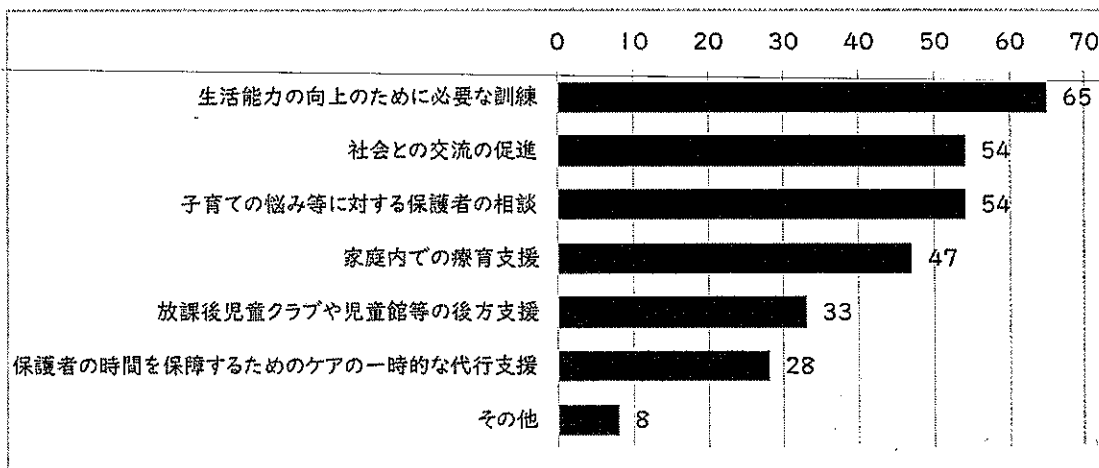
・「その他」では、「事業所の送迎が組めなかった」などが挙げられた。

○利用できなかった・しなかった児の処遇（市町村数・複数回答）



・「その他」では、「児童家庭センターの利用」「行動援護の利用」などが挙げられた。

(5) 地域の中で期待する機能・役割（市町村数・複数回答）



- ・本人・家族への支援を期待している市町村が多い一方、「放課後児童クラブ等の後方支援」について期待する市町村は約4割となっている。

(6) 課題と感じていること (抜粋)

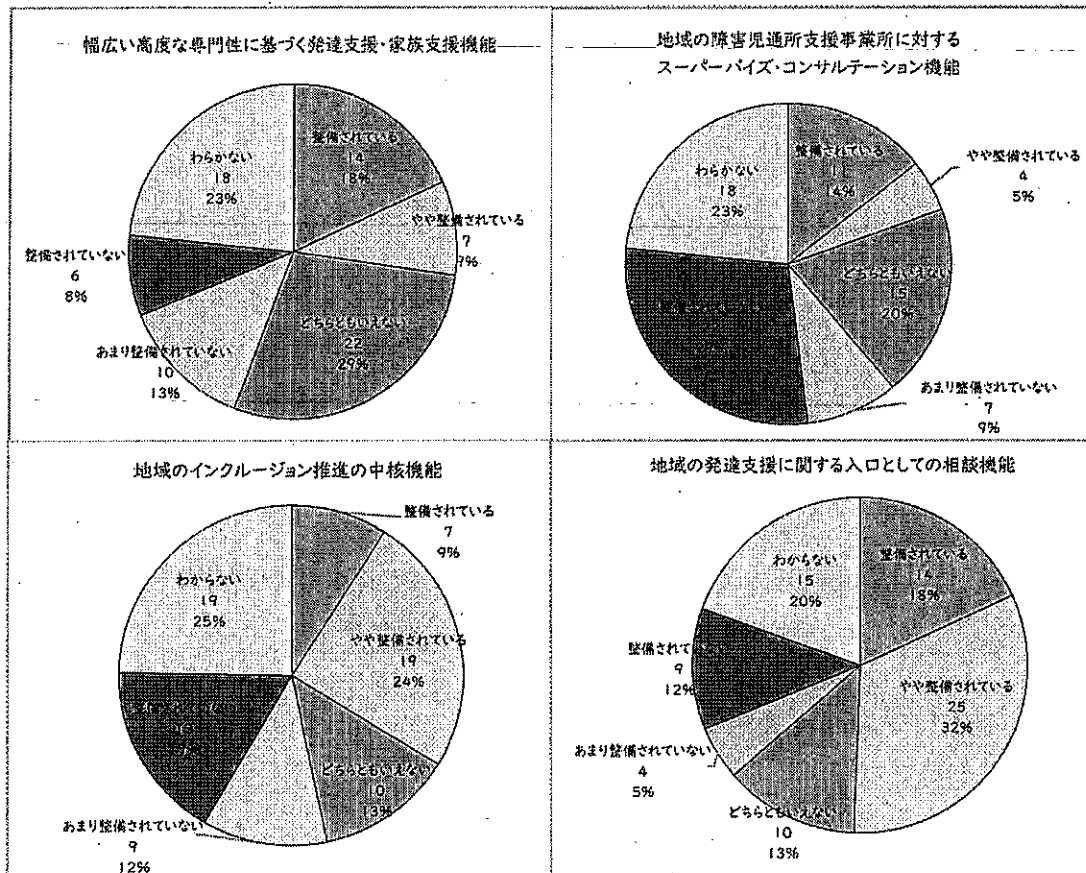
カテゴリー	課 題
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所不足 ・人材不足 ・送迎の確保</li> <li>・長期休みの利用や利用時間の調整がされる</li> <li>・成長発達に応じた段階的な地域移行が進まない(利用終了する児が少ない)</li> </ul>
利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズのミスマッチ</li> <li>・保護者の就労等により、預かり目的の利用希望</li> <li>・学習支援のニーズが高いが、学習塾的な利用や習い事感覚での利用</li> </ul>
放課後児童クラブ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行に際しての受入れ体制が不十分で進まない</li> <li>・放課後児童クラブの利用や支援が難しいケースを放課後等デイサービスに紹介する流れ</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校との連携</li> <li>・必要性に応じた支給が望ましいが、個人因子でなく環境因子も考慮した支給が必要であり、判断基準の設定自体が難しい</li> </ul>

(7) 課題に対する取組や解決策 等 (抜粋)

カテゴリー	課題に対する取組や解決策 等
事業所や送迎の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺市町村へ設置働きかけ、自治体内の事業所が参集する会議において課題共有</li> <li>・送迎サービスについて圏域の会議内で検討</li> <li>・(代替として) 日中一時支援、タイムケア、行動援護の利用、放課後児童クラブの併用利用</li> </ul>
支給決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども関連部署や教育相談員を交えての利用の必要性及び適正量の見極めと検討</li> </ul>
サービスの卒業・地域移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標をクリアしたケースのサービス終了の判断</li> <li>・成長発達の段階に応じた自宅での留守番や児童館・放課後児童クラブ等への移行</li> </ul>
放課後児童クラブ等の後方支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入れ拡大や支援の充実に向けた保育所等訪問支援事業などの活用による環境整備等の検討</li> </ul>
地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの第3の居場所での受入れ</li> <li>・地域活動への積極的な参加、様々な大人が関われる場所の創設</li> <li>・フリースクール等、民間施設との連携</li> </ul>
関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング会議への学校関係者の招集や支援会議での情報共有</li> <li>・こども関連部署等との相談・連携</li> <li>・就学相談前相談等において、関係者や保護者に対してサービス利用について早めの相談等を周知</li> </ul>

# 【児童発達支援センター等を中核とした障がい児支援体制整備について】

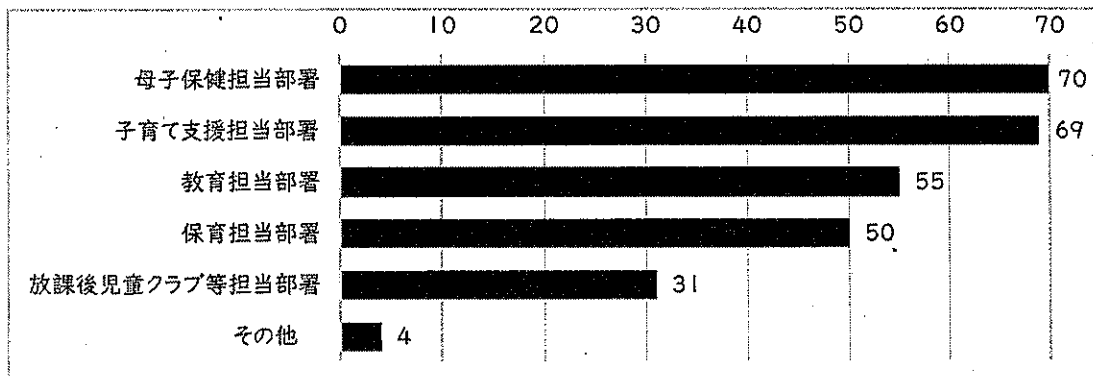
## (1) 中核機能の整備状況



- ・「地域の発達支援に関する入口としての相談機能」については、半数の市町村が「整備されている」「やや整備されている」としている一方、「地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能」については、「あまり整備されていない」「整備されていない」と答える市町村の割合が約4割と多かった。
- ・いずれの項目でも2割程度の市町村が「わからない」としている。

## 【庁内における横断的な連携について】

### (1) インクルージョン推進のため、障がい福祉分野と連携が取れていると感じる部署（市町村数・複数回答）



- ・約9割の市町村が「母子保健担当部署」「子育て支援担当部署」と連携が取れているとしており、「保育・教育担当部署」とも連携を取れているとしている市町村が多い一方、「放課後児童クラブ等担当部署」との連携が取れているとした市町村は約4割となっている。
- ・「その他」は、「生活保護担当課」などが挙げられた。

(2) 課題と感じていること (抜粋)

カテゴリー	課 題
担当課が細部化されていることによる難しさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有や会議調整などの負担が大きい</li> <li>・タイムリーな連携が難しい</li> <li>・人員、予算など、各課個別の対応の中では限界がある</li> <li>・どの段階からどの部署が関わるか暗黙の了解で決まっているが、そのルールと実情が合致しない場合、枠組みを超えた支援の実施については担当者による</li> <li>・着眼点の違いやアプローチの違いがあり、共通点を見いだせない</li> </ul>
保健福祉以外の部署との連携の難しさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育担当部署とは連携の取りづらさがある</li> <li>・不登校児や放課後児童クラブでは受入れ困難な児童を、放課後等サービスで受け入れるための連携は取れていない</li> <li>・教育・保育分野では、家庭の様子を把握する場面が少ない</li> </ul>

5 各圏域の特徴と取組の方向性等について

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">佐久圏域</p>	<p>佐久圏域は、一部地域において児童発達支援センターを中心に、市町村の母子保健事業や児童福祉法等に基づくサポート体制の整備が進んでいるが、児童発達支援センター等が設置されていない地域との格差が顕在化してきている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 放課後等デイサービス事業が慢性的な不足状況となっている。必要な児にサービスが提供できる体制整備について、圏域協議会を中心に多角的な視点で協議、検討を行っていく。</li> <li>2 課題の共有方法として、ニーズや社会資源調査を行い、障害児福祉計画の検討や事業所管理者の協議の場を検討していく</li> <li>3 多職種連携として、支援チームの構築やスムーズな連携方法・手段を検討していく</li> </ol>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">上小圏域</p>	<p>上小圏域は、市町村の規模や地理的条件が多様で支援体制の成熟度に格差があるが、一部の地域では中核機能強化事業所を中心とした連携が進み始めている。本調査では、サービス供給量の不足、事業所の支援力のばらつき、利用者評価の客観性の不足、家族ニーズとの調整の難しさ、支給決定基準の不明確さ、行政間の縦割り構造による共通理解の形成や支援の方向性を一致させていく難しさが確認できた。</p> <p>今後の取組の方向性は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中核機能強化事業所を軸とした地域支援力向上の支援</li> <li>2 人口規模の大きい市における共通基盤づくり促進の支援</li> <li>3 障害児通所支援の利用基準の明確化・透明性確保に向けた一定基準の作成・提案</li> <li>4 インクルージョン推進に向けた中学校区単位での資源把握と支援体制の整備方針の検討</li> <li>5 児童発達支援センター等による保育所等訪問支援の拡充とアウトリーチ機能強化</li> <li>6 事業所間の相互理解促進と支援の質の向上を支援</li> </ol>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">諏訪圏域</p>	<p>諏訪圏域は、児童発達支援、放課後等デイサービスともにニーズに応えられる事業所が全体的に不足しており、希望通りサービスが受けられないケースが出ている。児童発達支援は母子通園が必要な事業所には通えないなど、保護者の働き方に合った預かりのニーズが高くなっている。また、放課後等デイサービスは療育だけでなく、放課後児童クラブを利用できない児の居場所となっており、利用終了することが少なく新規利用が難しい現状。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新規受診1年待ちの状況があり、医療、教育、福祉、行政で取り組めることは何かを具体的に検討、各分野での役割を明確にしていきたい</li> <li>2 放課後等デイサービスが預かり目的になっている児に対して、利用終了に向かうためにどんな支援が必要かを検討し、共通認識を持てるようにしていきたい</li> <li>3 児童発達支援センターだけでなく、市町村や医療機関を含めた支援体制整備の方向性を圏域で検討していきたい</li> </ol>

<p style="text-align: center;">上伊那圏域</p>	<p>上伊那圏域は、市町村が支援の必要な児を見童発達支援へ繋げている。市町村が運営する児童発達支援事業所が複数あることから、初期相談等の体制は整っている。児童発達支援センターは伊那市に設置されているが、利用は伊那市住民に限られている。市町村で運営する児童発達支援事業所がセンター化できれば民間とのすみ分けもできるのではないかと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村と民間の児童発達支援事業所との連携が弱かったが、お互いの強みを活かし役割分担しながら連携できるように意見交換が始まっている</li> <li>2 放課後等デイサービスはやや不足となっているが、実際には『利用待ち』もいる。放課後等デイサービスを利用した後、放課後学童クラブへの移行等について、数年先を視野に入れながらサービスを利用できるよう自立支援協議会でも好事例等を共有しながら検討していきたい</li> </ol>
<p style="text-align: center;">飯伊圏域</p>	<p>飯伊圏域は、14市町村から構成され、障害児通所支援事業所が無い町村が多く、限られた事業所を圏域全体で利用している。</p> <p>放課後等デイサービスは、医療、教育からの勧めや放課後児童クラブの利用が困難で希望する児などからの利用ニーズが高まっているが、定員制限やマンパワー不足による受入れ困難などにより希望通りのサービスにつながりにくい状況。放課後等デイサービス以外の資源が不足する中、適切な療育や居場所などのニーズを満たすことの難しさがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 放課後等デイサービスの適正な利用につながるよう、制度や役割、受入れの現状、利用の流れ等について、市町村・医療・保育・教育機関等と共有する</li> <li>2 放課後等デイサービス以外の地域の居場所や支援体制など市町村の状況を把握する</li> <li>3 児童発達支援センターが中核となって障がい児支援体制整備に取り組んでおり、取組内容を自治体と共有し、さらに整備を進めていく</li> </ol>
<p style="text-align: center;">木曾圏域</p>	<p>木曾圏域は、児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所1つのみ。ケースにより臨機応変に支給決定されているが、土地・地域柄的要素もあり、サービス利用に至るケースは少ない。必要な支援提供のため、まずは支援者が正しく療育への理解を深め、子育て包括支援センター、園、学校、学童クラブなど身近な環境や日常の中で療育的な関わりが行われていくことが必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 巡回相談を通じて、ケースの身近にいる支援者の療育への理解を深め、支援・サービス利用への促しや日常の中で療育的な関わりができるように療法士などの専門職の巡回を継続して行っていきたい</li> <li>2 児童発達支援センター等を中核とした障がい児支援体制の整備は、圏域自立支援協議会で共有されているとおり、面的整備型で進めていく</li> </ol>

松本圏域	南部	<p>松本圏域南部は、松本市自立支援協議会、塩尻・山形・朝日地域自立支援協議会の枠組みの中で、障がいの診断有無にかかわらず最適な支援が検討できるよう、市町村や基幹センターを軸に教育・福祉・医療のネットワークを駆使した相談支援体制を構築している。</p> <p>松本市はインクルーシブセンター、塩尻市はこども未来課、山形・朝日は保健師を中心にインクルージョンの推進や初期相談の機能は整っている。一方、保育・教育等の子どもに関する施策等の中で障がい児支援については、地域校との連携など仕組みの整備に課題がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害児福祉サービスの活用や地域校との連携については、地域における支援体制の中での役割等の理解・整理が十分とは言えず、共通認識の形成が課題</li> <li>2 自立支援協議会において、他部会との連携や共通理解を促進していきたい</li> </ol>
	北部	<p>松本圏域北部は、人口や障害福祉サービス事業所等の市村間での資源の量に差が大きい。重症心身障がい児や医療的ケア児を含むすべての児が必要な療育を受けられる支援体制の充実、児童発達支援センターの設置を目指している市部を中心に展開されている状況。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子育て支援と障がい児支援、双方向からの連携連動した支援体制構築が課題</li> <li>2 児童発達支援センター設置だけでなく、その機能と役割を整理しながら、地域の暮らしに密着した相談支援体制を築いていけるよう連携していきたい</li> </ol>
大北圏域		<p>大北圏域は、市町村の乳幼児健診や療育等支援事業による巡回相談を、同一の専門職（PT、OT、ST、CP）により行うことで、最適な時期に必要な資源の利用の提案が可能になっている。利用日数の調整はあるものの、過不足なく障害児福祉サービスの利用に至っている。</p> <p>また、本調査により児童発達支援センター等を中心とした障がい児支援体制整備に関しては、各自治体の認識が曖昧であることがわかった。今後、圏域として方向性を検討していく必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 圏域自立支援協議会に障がい児に関する専門部会がないため、協議の場がない</li> <li>2 こども家庭センター等の行政と、児童発達支援事業所連絡会（こども連絡会）が連携し、協議できる場の設定が急務</li> </ol>

長野圏域	北部	<p>長野圏域北部は、児童発達支援センターが2か所、児童発達支援事業所31か所、放課後等デイサービス63か所と社会資源は多い。自立支援協議会への市町村の関わりもあり、本調査結果の各地域の課題に対する認識の差は少ない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会資源が長野市に集中していて、資源の無い町村は送迎等の課題があり、希望していても利用につながる事が難しい</li> <li>2 福祉サービス利用希望に対して供給の量が追いつかない状況である。家族の不安感から福祉サービスを利用しているケースも多くあり、適正なサービス利用の精査やサービス以外で安心して地域生活が送れる福祉的な支援体制を構築していく必要がある</li> <li>3 資源が多く、サービス利用者が多い地域の特性を踏まえ、障がいのある子とない子の生活が分断されないインクルーシブな地域を目指すため、各機関の連携や共通理解の促進が求められる</li> </ol>
	南部	<p>長野圏域南部は、市町村内に事業所がない又は事業所の空きがない場合でも、他市町村の事業所利用が選択肢になるため、サービスは行き届く体制ではあるが、保護者の送迎負担が大きく、実際利用に至らないことがある。</p> <p>進学等ライフステージが変わるタイミングで所属する集団の規模が大きくなる市町村もあり、交友経験を積む目的で週末利用するケースもある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談支援専門員不足の中、様々な形態の事業所が増えているが、支援の必要性や適切な形でサービスの利用ができていくのかといった精査は引き続き課題</li> <li>2 幼保、学校、事業所、医療機関と福祉サービスの現状について共有しつつ、福祉サービス以外の連携体制作りや地域資源の活用、サポートの方法を検討していく機会を自立支援協議会で検討していきたい</li> </ol>
北信圏域		<p>北信圏域は、障がいの診断の有無にかかわらず最適な支援が検討できるよう、市町村を軸とした多領域によるネットワークでの相談支援体制を構築してきている。</p> <p>また、保育・教育等の子どもに関する施策等の中で障がい児支援の仕組みの整備が進んでおり、インクルージョンの推進や初期相談の機能は比較的整っている。一方、障害児福祉サービスの積極的な利活用等については資源の乏しさや地理的な偏りもあり十分とはいえない現状。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害児福祉サービスの活用については、地域における支援体制の中での役割等の理解・整理が十分とは言えず、共通認識の形成が課題</li> <li>2 自立支援協議会において、子ども家庭センターと連携し、支援体制の整理及び共通理解の促進、中核機能の方向づけを進めていきたい</li> </ol>

※「放課後児童クラブ」は、学童保育、学童クラブ等とも呼ばれています。

## 6 まとめ

本調査では、カテゴリーごとの課題が見えた一方、他機関との連携の促進やインクルージョンへの取組など圏域ごとの工夫も確認できた。

サービス利用に対するニーズの増加や利用目的の多様化などから、希望通りに利用できない「事業所不足」が挙げられた。また、適切なサービス利用の必要性の判断や提供するサービスの質の向上、支援者や行政の制度の理解不足など、ソフト面での課題も明らかになった。

圏域や地域により、人口・社会資源の差やこれまで構築してきた地域の支援体制は様々である。

圏域自立支援協議会の部会等を活用し、地域の特徴を生かした協議が有効と思われる。

県自立支援協議会療育部会としても研修会等を通じて、支援者の共通認識の形成や好事例の共有等を行い、各圏域の療育支援体制の充実を支援していきたい。

## 令和7年度 長野県自立支援協議会就労支援部会報告

### [1] 今年度の狙い

#### (1) 研修事業

障がい者の更なる就労促進に取り組むため、各地域の課題を抽出し、就労支援に係る支援力向上のための、人材育成に特化した研修会※を開催する。

※各圏域代表による実践発表を通じて、就労選択支援事業の効果的な取組について学び、就労面からの意思決定支援と地域作りの両面を考察する。学生の研修会参加促進のため、昨年度に引き続き、長野大学にて開催。

#### (2) 連携支援事業

長野県内の各圏域就労支援部会の活動等について情報共有を行うとともに、圏域福祉計画の進捗状況の共有を行う中で、関係者間の連携の更なる充実を図る。

※飯伊圏域、長野圏域の専門部会研修、松本圏域「就労選択支援プロジェクト」研修会において就労選択支援について部会長から講義を行った。

#### (3) 人材確保、育成事業

就労支援に関わる人材確保、育成について、各圏域の現状や取組状況等を共有し、課題解決に向けた糸口を掴む。また必要に応じて県人材育成部会へ協力を仰ぐ。

### [2] 取組状況

第1回	5月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度就労支援部会の構成、活動計画について</li> <li>・圏域自立支援協議会就労関係部会の活動計画について</li> <li>・関係機関における今年度の取組について</li> </ul>
第2回	7月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度就労支援部会研修会準備</li> <li>・令和7年度第1回就労アセスメント分科会の概要報告</li> <li>・就労選択支援に関する情報提供（指定申請について（県）、「就労選択支援員養成研修」復命）</li> </ul>
第3回	9月29日	<p>【就労支援部会研修会】</p> <p>障がい者の就労支援に係る福祉人材の育成を図るため、障がい者の就労支援を支える福祉職員及び福祉現場を志す学生に向け、福祉現場における現状の課題や取組等の共有を行った（会場：長野大学）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修内容</li> <li>①長野県の障がい者雇用の状況について</li> <li>②全体講義「就労支援と意思決定支援～くらす、はたらく。じぶんが、きめる。～」</li> <li>③分科会 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1分科会「働き方の可能性とは」</li> <li>第2分科会「暮らしからみる働き方」</li> <li>第3分科会「持続可能な就労系福祉サービス運営の指標」</li> </ul> </li> <li>④まとめ</li> </ul>
第4回	12月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援部会研修会振り返り</li> <li>・令和7年度第2回就労アセスメント分科会概要報告</li> <li>・各圏域「就労選択支援に関する実態調査」結果共有</li> </ul>
第5回	1月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度就労支援部会研修会振り返り</li> <li>・各圏域の就労選択支援の状況について情報共有</li> </ul>
第6回	3月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度部会の総括</li> <li>・圏域自立支援協議会就労関係部会の活動報告について</li> <li>・就労選択支援について情報共有及び意見交換</li> <li>・令和8年度就労支援部会研修会について</li> </ul>

### [3]成果

- ・短期トレーニング促進事業・・・ 256 件（上半期実績・延べ件数）
- ・短期トレーニング促進事業について  
実習件数は概ね例年並み。一般就労への移行において職場実習は効果があると思込まれるため、今後も職場実習支援を促進していく。
- ・障がい者就労アセスメント体制強化事業  
就労選択支援の開始を見据え、障害福祉サービス事業所の職員等を対象に、県内 2 か所（4 ブロックごと）で就労支援に関する研修会開催（参加者：171 名）。
- ・就労支援部会研修会の開催（参加者：106 名）
- ・就労選択支援に関する実態調査  
令和 7 年 10 月から施行された「就労選択支援」について、各圏域の状況把握のための実態調査を行った。

### [4]その他

※就労アセスメント分科会（別紙参照）

## 就労アセスメント分科会 活動概要及び今後の方向性

### 【1】 就労アセスメント分科会 設置期間

令和5年度から令和7年度

### 【2】 設置目的（令和4年度長野県自立支援協議会 本会提出資料より引用）

障害者総合支援法の改正に伴い変化する障がい者への就労支援へ対応するため現在の就労支援に係る地域の現況把握が必要である。特に新たなサービスである就労選択支援については地域部会からの関心も強くより深い検討が必要である。しかし、就労選択支援については、現在国において検討が行われており、未決定な部分も多く、現状で協議を行うことは困難である。そこで、サービスが開始になる前に、就労選択支援に関連が大きい就労アセスメントについて特に関わりの深い教育分野との連携を密にし、必要な者を参集し、その協議及び情報交換等を行う。

また、この就労アセスメントについては、令和元年度から地域の実態調査を行っており、就労アセスメント分科会の設置についても必要性の根拠となった。

\*別途、令和元年度就労アセスメントに関する調査票参照

### 【3】 活動概要

#### 1. 令和5年度

就労選択支援事業における最新情報を取得するとともに、就労アセスメントに関する分野毎の課題整理を行った。

教育分野	福祉分野	解決策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業所不足</li> <li>・就労アセスメントに係る日程調整等の手間</li> <li>・直B*のためのアセスメントとしての形骸化</li> <li>・学校のカリキュラム上の実習と別途行う就労アセスメントの手間 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業所不足</li> <li>・就労系資源の地域格差</li> <li>・相談支援専門員、就労系サービス提供事業者の情報（スキル）不足 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各圏域の実態（地域資源等に即したアセスメント方法の検討）</li> <li>・圏域で解決可能/不可能な課題の整理</li> <li>・<u>就労アセスメントに係るモデルケースの実施</u>等</li> </ul>

\*高等部卒業後に直接就労継続支援B型事業所に通所すること

上記、解決策の中から就労選択支援事業の開始を見据え、令和6年度はモデル事業による検証を実施することとした。

#### 2. 令和6年度

就労選択支援事業に関する国の動向等について情報共有を行うとともに、具体的な手法等について検証するため、上伊那圏域でモデル事業を実施し、検証結果を

共有した。本モデル事業での検証結果を踏まえ、就労選択支援事業に向けての意見交換を行ったところ、各分野から以下のとおり課題が挙げられた。

教育分野	福祉分野
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者会議の参加者招集に係る日程調整</li> <li>・学校の教育課程との兼ね合い</li> <li>・相談支援専門員の選定</li> <li>・圏域内に事業所がない場合の対応</li> <li>・就労選択支援を行う時期（学年）</li> <li>・保護者、学校関係者への説明</li> <li>・圏域を跨ぐ生徒への対応</li> <li>・現行の就労アセスメントでも通えない生徒への対応 等</li> </ul> <p>⇒制度・運用についての関心が高い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労選択支援事業所の確保</li> <li>・アセスメント実施期間について</li> <li>・評価シートの記載に要する時間</li> <li>・評価者のスキル不足</li> <li>・データの管理方法</li> <li>・支援会議の招集範囲 等</li> </ul> <p>⇒アセスメントの内容（質）についての関心が高い</p>

なお、モデル事業の内容については、令和6年度長野県自立支援協議会及び就労支援部会研修会において報告し、全県への周知を図るとともに、更なる体制整備の充実に向けた依頼を行った。

### 3. 令和7年度

令和7年10月から、特別支援学校の生徒を対象として就労選択支援事業が開始されることを踏まえ、特別支援学校の就労アセスメントと就労選択支援の併用、対象学年、利用プロセス面における検討を上田養護学校の試案を基に共有し、自立支援協議会フォーラム分科会において報告を行った。

また、11月に就労支援部会において実施した事業開始後の「各圏域における就労選択支援事業に関する実態調査」及び県内全ての特別支援学校を対象に実施した「各学校の実態調査」の結果を共有した。本調査結果から、大半の学校で先に挙げた併用、対象学年、利用プロセス面等、就労選択支援に関する体制準備は整ってきたと見受けられたため、一定の目的は達成できたと判断し、分科会を終了することとした。

#### 【4】 今後の方向

就労アセスメントの問題及び就労選択支援に関わらず、教育機関との情報共有及び連携を図っていく必要がある。そのため、県教育委員会が実施する進路指導委員会へ県自立支援協議会就労支援部会長及び事務局の参加を打診、了解を得たことから、令和8年度から更なる情報共有と連携を深めるため参加することとしたい。

# 就労アセスメントに関する調査結果まとめ <全体>

調査依頼日：令和元年11月29日

回収期限：令和元年12月20日

※協議会は、千曲坂城、須高を加えた12地域分を集計。

問1 現在の圏域の就労アセスメントに関する認識について教えてください。

- 1、課題（問題）があると考えている
- 2、将来的な懸念はあるが、現在は問題となっていない
- 3、問題はない、または知らない

市町村	協議会
27	6
17	5
33	1

問2 市町村（協議会）から見た圏域における就労アセスメントの位置づけ（役割）について教えてください。

- 1、実質的に就労継続B型事業所の利用要件を満たす役割でしかない。
- 2、B型利用のほか、当事者の就労可能性を図る目的のため実施していることもある。
- 3、当事者の就労可能性を測るため、積極的に活用されている。
- 4、その他

市町村	協議会
15	5
22	5
9	2
1	0

問3 市町村（協議会）が把握している就労アセスメントの主な実施方法について教えてください。

- 1、就労移行支援事業所で実施（通常の支給決定）
- 2、就労移行支援事業所で実施（暫定支給決定・短期間）
- 3、特別支援学校等の場所で施設外支援により実施（就労移行支援事業所に支給決定）
- 4、実習のアセスメントみなし（以下、「みなしアセスメント」という）を実施（支給決定なし）
- 5、1～3を組み合わせて個別に実施
- 6、1～3に加えて4を組み合わせて個別に実施
- 7、その他

市町村	協議会
16	2
16	5
5	0
0	0
7	1
4	2
1	2

問4 就労アセスメントについて地域の課題・問題を認識している場合、その概要を教えてください。

## <主要意見概要>

### ○市町村

- ・近隣にアセスメント実施可能な事業所がない、または少なすぎる。
- ・アセスメントを実施する就労移行支援事業所の利用にあたり、相談支援（計画相談）が足りない。
- ・対象者の年ごとの変動、絶対数の増加に対する対応が難しい。
- ・みなしアセスメントに関する情報不足。

### ●協議会

- ・事業所不足、時期集中に関する実施（受入）キャパシティに関する懸念がある。

- ・就業・生活支援センターとの連携の可否。地域全体としての体制整備が懸案。
- ・事業所のアセスメント能力、アセスメント自体への理解不足に懸念がある。
- ・アセスメント結果が対象者のその後に活用されていない印象がある。
- ・制度（意義、あるべき姿）と現実（事業所の減少等）に乖離があると感じる。

問5～問7は市町村と協議会で設問が異なるため、それぞれのまとめを参照。

問8 就労アセスメント（みなしを含む）について、問題意識や疑義、他圏域や市町村と情報共有したい事項がありましたら、教えてください。

<主要意見概要>

○市町村

- ・就労アセスメントの実施場所（事業所）の確保について
- ・アセスメント制度に関する疑問（活用状況、有効期間、制度周知、みなしアセスメントの実施方法等）
- ・みなしアセスメントに関する他市町村での実施状況、実施方法等について
- ・他市町村におけるアセスメントに関する関与の程度、学校の役割、就業・生活支援センターでの実施について

●協議会

- ・アセスメントの意義、活用実態、地域全体での実施能力の底上げや協力体制の構築について
- ・アセスメントの実施方法やツールについて
- ・それぞれの立場によってアセスメントに対する認識、方針の違いがある
- ・みなしアセスメントに関する他地域での実施状況について
- ・将来的に現行の実施が困難になる可能性がある制度に対する全県での姿勢、認識の統一について

<参考：調査結果を受けて県部会で出た意見（趣旨）について>

・全体として現状認識の温度差が大きい。市町村と協議会の認識が一致しない部分はもっと意識や情報の共有が必要ではないか。

・移行支援事業所の実態として、現在実施している事業所は利用者の減少でかなり困っている。古くから地域で活動してきた事業所も休止や廃止を検討しているという話をよく聞く。早い内から危機感を共有し、地域の資源や体制の整備を考えていかないと、必要な人がB型を使えなくなる（その前提のアセスメントが取れない）状態になることや、地域から移行支援事業所がなくなって、障害福祉計画の就職関連の目標達成がより一層困難になっていくことが予想される。

・昔から活動してきた移行支援事業所に撤退する傾向が出ている反面、新規の参入は増えている。運営開始時期を問わず共通の課題だが、30年度の報酬改定を踏まえると、実績に繋がらない（※B型に行く⇨自己の事業所からの就職者にならず、就職実績が上がらない）アセスメントのための利用者を受け入れてくれるかは事業所や運営主体の考え方に相当左右されるのでは。

・就労アセスメントを実施していると、B型に行くのは「もったいない」と感じる方が必ず一定数いる。ただ、特別支援学校に行っている場合などは、それまでの進路指導や保護者の意向等の経緯を踏まえてのものなので、移行支援事業所が面と向かって「B型に行くのはもったいない」とは言えないし、相談支援専門員もそれはや

らない（できない）。

将来的な利用も含めて、良い制度なのはわかっているが、有効活用できているかは大きな疑問。

- ・ 現行のアセスメント実施の仕組みは、就労移行支援事業所の現状を踏まえると苦しいのは事実。
- ・ 今回は調査対象としなかったが、学校（特に特別支援学校等）を対象に調査を行った場合、もっと危機感やみなしアセスメントに対する違った意見が出た可能性があると思う。

## [1] 今年度の狙い

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について関係者が理解を深め、情報共有を図ることにより各圏域における地域移行・地域定着体制の強化に取り組むとともに、継続して事業を取り組める体制づくりのために、各分野の取組の工夫を共有する。

## [2] 取組状況

### <地域移行支援部会>

#### ・第1回 5月20日(火)【書面】

昨年度の部会活動報告、今年度の部会の体制及び計画について共有した。

#### ・第2回 10月1日(水)

今年度の県及び各圏域の取組状況について共有した。精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議において挙げられた各圏域の課題等について、各分野から現状の共有および意見交換を行った。

今年度から開始した県事業(入院者訪問支援事業)について実施状況の共有を行った。

#### ・第3回 2月4日(水)

今年度の各圏域の活動状況や課題を確認・共有し、意見交換を行った。また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築状況に係るアンケート調査の取りまとめ結果を共有し、現状の確認及び今後の取組の方向性について意見交換を行った。

### <精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議>

#### ・第1回 9月3日(水)

今年度の県の精神障がい者地域生活支援事業の内容説明を行い、各圏域における今年度の取組状況や課題等を確認した。ピアサポーターの体調を維持した活動方法や高齢ケースの支援における障害分野と介護分野の連携等について情報交換や好事例の共有等を行った。

圏域の課題を検討していく方法のひとつとして、国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」の情報提供を行い、事業の活用に対する圏域のニーズ等を確認した。

#### ・第2回 1月21日(水)

各圏域における今年度の取組状況の報告および情報交換・意見交換を行った。意見交換のテーマとして、ピアサポーターの活用、当事者活動について、関係機関との連携体制、高齢精神障がい者の地域移行支援等が挙げられ、各圏域の現状や取組の中で工夫している事項等情報交換を行った。

また、国の「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」を活用した長野市の取組について情報共有を行った。

## [3] 成果

部会およびコーディネーター等連絡会議を計4回開催し、情報共有・意見交換を行った。他機関や他圏域の現状や課題、取組の中で意識してきた点等を共有したことで、自圏域の今後の取り組みに向けた方向性を確認することができた。

## [4] 来年度に向けて

- ・各圏域の取組状況の確認
- ・各圏域で課題となっている事項に関する協議、意見交換

## 令和7年度 長野県自立支援協議会権利擁護部会 報告

### [1] 今年度の狙い

障害者虐待防止及び障害者差別解消に関する各圏域の協議会活動への応援部会とする。

- (1) 虐待防止を含む権利擁護の視点から、各圏域の意思決定支援の取組状況について情報共有を行う。
- (2) 虐待防止に関する取組状況の情報共有及び県障がい者虐待防止・権利擁護研修への協力を行う。
- (3) 差別解消地域協議会等差別解消法に関わる取組状況の情報共有を行う。
- (4) その他、各圏域から提出された権利擁護に関する課題の検討及び好事例の共有を行う。

### [2] 取組状況

#### ・第1回部会 5月22日(木) Web会議

各圏域権利擁護関連部会の令和6年度活動状況の報告と本年度の県権利擁護部会の計画策定を行った。

活動状況の報告では、虐待防止に係る事業所向け・市町村向けの研修の実施や差別解消に係る地域住民向けの啓発イベントの開催、事例集の作成、権利擁護を主眼とした圏域内の事業所訪問など、各圏域の多様な取組を共有するとともに、自圏域に持ち帰り、今後の活動の参考としていくことを確認した。

#### ・第2回部会 7月31日(木) Web会議

各圏域権利擁護関連部会の令和7年度活動計画の確認に加え、令和6年度から最低基準及び解釈通知において、意思決定支援ガイドラインを踏まえて利用者の意思決定の支援に配慮することが明記されたことを踏まえ、各圏域の事業所における意思決定支援の取組に関する聞き取りを実施した。事業所における意思決定支援責任者の担い手や意思決定支援会議の会議形態、意思決定支援計画の作成にあたっての工夫などを共有した。

#### ○収集・共有した取組等の例

意思決定責任者を担当する職種	・サービス管理責任者 ・児童発達支援管理責任者 ・管理者 ・相談支援専門員 ・生活支援員 ・職業指導員 ・療法師
意思決定支援会議の運営方法や工夫	・個別支援計画と一体的に運営 ・サービス担当者会議に合わせて、市町村、家族参加型で運営 ・利用者との月1回のミーティングで実施 ・モニタリングが意思決定支援会議を兼ねる
意思決定支援計画の作成にあたっての工夫	・意思決定支援のアセスメント表を作成し、過去の情報も取り入れている ・寝たきりで意思表示が難しい方でも、必ず本人のベッド周りに集まり、本人を前にして会議を開く ・自発的に発言できる方は少ないため、家族への確認や、利用する他事業所への確認、相談支援専門員への確認も行いながら、本人の意思となるべくズレが生じないように配慮して作成する
その他取り組んでいること	・視覚的に伝える、一緒に気持ちを書き出す、選んでもらう ・意思決定支援の考え方についてガイドラインを参考に職員研修を実施

意思決定支援による事業所や職員への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援を学ぶ職員が増えたことで支援方法を再検証する手がかりとなっている</li> <li>・本人の主体性を尊重する姿勢が浸透し職員間でも支援の方向性について建設的な話し合いが増えた</li> <li>・職員のモチベーションの維持や支援の方向性の統一に繋がっている</li> </ul>
---------------------	---

・第3回部会 10月9日(木)

県の障害福祉サービス事業所等の管理者向け障がい者虐待防止・権利擁護研修について、権利擁護部会員を通じて各圏域からグループワークのファシリテーターを選出するなど、部会としての協力体制について確認を行った。

障がい者差別に関する具体的場面を例示し、望ましい対応方法について部会員間で確認し合うと共に、県障がい者支援課の共生社会づくり推進員から情報提供を行った。

・第4回部会 1月22日(木) Web会議

令和7年11月～12月に計4回開催した障害福祉サービス事業所等の管理者向け障がい者虐待防止・権利擁護研修について事務局から報告を行った。全県で計470名が受講し、各圏域の地域自立支援協議会権利擁護関連部会の推薦で33名がファシリテーターとして参加した。

事務局から、令和6年度の障がい者虐待対応調査について報告を行うとともに、各圏域から今年度の地域自立支援協議会権利擁護関連部会の活動報告を行った。

[3] 成果

- ・意思決定支援の実施状況について、各圏域における事業所の取組状況を把握し、圏域間の共有を行った。
- ・ファシリテーターの選出など県の障害福祉サービス事業所等の管理者向け虐待防止・権利擁護研修に協力することで、事業所の虐待防止の推進に努めた。
- ・差別解消に関する対応方法について共通認識を深め、各圏域の取組の共有を通じて自圏域の活動を活性化させていくことを確認した。

[4] 令和8年度に向けて

- ・障がい者虐待防止や差別解消を中心に、権利擁護に関わる各圏域の課題を収集するとともに好事例についての情報交換を行う。
- ・引き続き部会として、県の障がい者虐待防止・権利擁護研修の運営に協力し、事業所における権利擁護の取組を支援していく。

長野県自立支援協議会の取組について

### [1] 今年度の目的

下記のビジョンに沿って、各地域の障がい者相談支援体制及び障害福祉サービスの整備及び質の向上を図るため、各地域の基幹センター設置推進、相談支援体制の機能強化に向けた各種テーマ《人材育成、療育、就労、地域移行、権利擁護、事務局体制、福祉計画策定等》ごとに地域の課題を把握・整理しながら協議及び情報交換を機能強化会議等にて行う。

令和6年度から8年度までの運営委員会のビジョン  
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の推進（進捗管理・検証・計画）

- ・ 地域生活支援拠点等の機能強化
- ・ 重度障がい児者の支援（実践報告、圏域の福祉計画の進捗の共有の機会の企画）
- ・ 地域協議会の運営の後方支援

### [2] 取組状況

定例運営委員会の開催 月1回

- ・ 上記運営委員会のビジョンに加え、R6年度に集約した地域からの課題等をふまえ、障がい者相談支援体制等機能強化会議（以下「機能強化会議」という。）及び自立支援協議会フォーラムの企画運営等について協議を行った。
- ・ 第4回運営委員会を機能強化会議・人材育成部会との合同開催とし、相談支援従事者研修指導者養成研修の復命を通して、地域で相談支援専門員を支え、育てる体制整備の重要性を再確認し、地域のOJT体制・モニタリング検証の取組について協議の機会とした。
- ・ 第9回以降の運営委員会では、地域からの課題を集約及び整理し、関連する事項について協議を行った。
- ・ 令和7年11月14日に開催された「令和7年度厚生労働省 障害者地域生活支援体制整備事業『全国ブロック会議』」に参加し、運営委員会において復命実施。

### [3] 成果

・ 機能強化会議の企画・開催

第1回 5月20日（火）

テーマ：「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ、本年度の推進テーマを明確化する」

第2回 7月22日（火）

テーマ：「令和7年度相談支援従事者指導者養成研修報告～OJT体制・モニタリング検証の体制を整えていくために～」

第3回 1月20日（火）

テーマ：「地域生活支援拠点の機能強化に向けて」

- ・ 平時の体制整備と緊急時の体制整備
- ・ 登録事業所を増やす工夫と連携強化の工夫

・自立支援協議会（全体会）の開催

第1回 6月18日（水）

会長の選任、長野県自立支援協議会について、運営委員及び専門部会長の選任、専門部会等の活動計画等について

第2回 11月27日（木）

部会活動報告、運営委員会及び県協議会の取組、地域協議会の活動状況等について

第3回 3月19日（木）

部会活動報告、県協議会の取組、地域からの課題等について

・自立支援協議会フォーラムの企画・開催

令和7年10月8日（水）

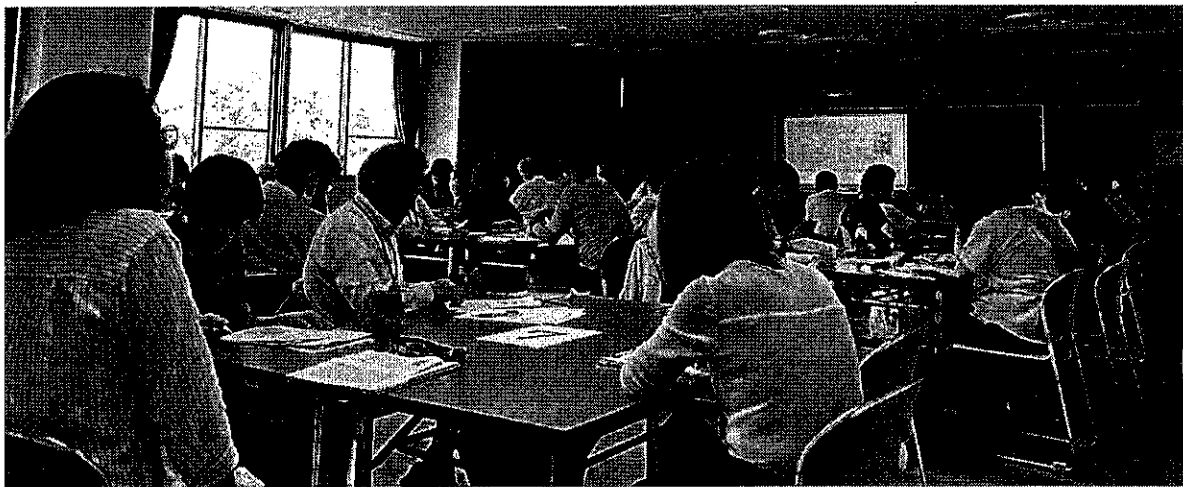
テーマ：『障害福祉計画の折り返し～意思決定支援の取組～』

第1分科会「あなたの地域の就労選択支援はどんな感じですか」

第2分科会「地域移行支援を進めるためには」

第3分科会「強度行動障がい児者の地域生活支援について

～本人・家族の想いに沿った生活を実現するために～」



# 令和7年度第3回機能強化会議 開催報告



## テーマ

「地域生活支援拠点等事業～これまでとこれからについて～」

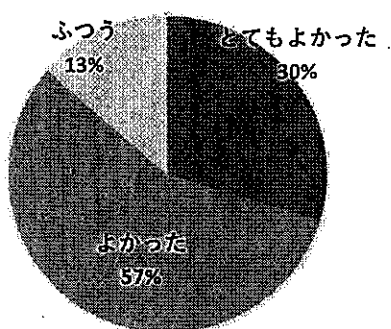
地域生活支援拠点等の整備について、諏訪圏域の今年度の取組、検討の経過、がんばりを発表いただきました。 参加者67名

テーマ1 登録事業所を増やす取組、運用の工夫 等

テーマ2 平時の体制整備と緊急時の体制整備 等

圏域(地域)メンバーで、情報共有、令和8年度の取組にむけて、アクションプランの設定

## 事例報告



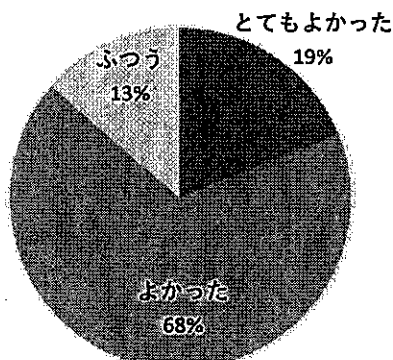
**自由記述から抜粋**

取り組みの歴史や流れを知り参考になった。  
諏訪の取組の様子がよくわかった。

年1回の本日テーマは重要  
内容が難しかったが、勉強しようと思った。

各圏域の情報は勉強になり、「すべき事」が見えてきます

## テーマ別意見交換



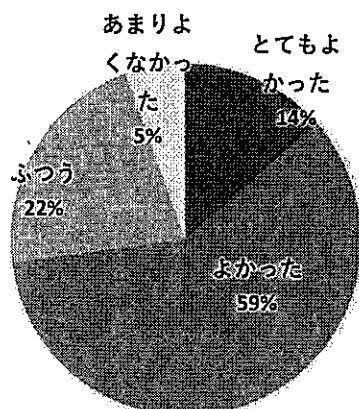
**自由記述から抜粋**

他の圏域の緊急時の対応の状況が伺えて良かった。  
他圏域から意見をいただき、今後の活動になった。

グループが近すぎて、自グループの意見が聞き取りづらかった

他圏域の状況を知ることができた。思いは同じであるということがわかった。時間が少なかった。せつかくいろいろな圏域の担当が集うので、もう少しほり下げて話せるとよかった。圏域ごとをやめて、ここをメインでよいのではと思った。

## 圏域(地域)別意見交換



**自由記述から抜粋**

行政職員と一緒に参加し、意見交換したかった。  
改めて圏域の現状を確認した。できることから始める。

普段からもよく話していますが、それぞれ別のテーマに参加したこと共有ができてよかったです。

全体を通じて、地域生活支援拠点を整備することは、通常のサービスを充実することだと感じました。そのためには横のつながりを強めていくことが大切だと思いました。

地域生活支援拠点等整備についての 令和8年度に取り組む一歩宣言！

圏域	協議会名	圏域協議の結果
佐久	佐久圏域障害者自立支援協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>緊急入所は整備できているが他の機能への拡大ができていない。 相談機能、人材確保、体験の場について、進めていない。 体験の場は、アンケートを取ったが、事業の受け手がいないため、進んでいない。 ステップとして・・・アンケートを行っているようにする</li> <li>出口支援の日数が2泊3日であるが、出口支援までに時間が足りないことがある。 ステップとして・・・協議会での検討</li> <li>人事異動があるため、制度周知の難しさがある。 ステップとして・・・現場職員会議の開催、協議会での周知</li> </ol>
上小	上小地域自立支援協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>地域定着支援計画兼台帳の現在の整理が必要。</li> <li>日中系・訪問系事業所の拠点登録は、まずは協力機関として登録するといった、圏域内ルールでの登録推進として進めることも一つ。 運営規程の変更等、ハードルを上げずとも、意識が地域支援への協力へと向かう推進の方が妥当ではないか？ (処遇改善情報も含めて、圏域への情報提供するために、協議会の運営委員会ですまず今回の復命と今後の方向性を年度末までに整理する)</li> <li>各市町村に、一般相談支援事業所の推進を、もう一度『なぜ必要なのか』理解してもらい、市町村として推進することも提案する。 できれば、同時に自立生活援助体制が、各市町村毎に整備されない限り、地域生活支援体制は整わないし、地域移行の福祉計画の成果目標には繋がらない。</li> <li>強度行動障がい者の受入資源開発がなされない限り、拠点整備の課題は解決できないことを、再度協議会でも共有する。</li> </ol>
諏訪	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諏訪に合ったものを作り上げる</li> <li>・諏訪らしく、やれることからやっていく！</li> </ul>
上伊那	上伊那圏域地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初心に戻る。</li> <li>・会議に出席している人は、これまで取組んできたことを全て分かっているという前提で話を進めると難しくことがある。</li> <li>・予算の問題など、これまでの経緯を共通認識にしていく取組が大切と確認した。</li> </ul>
飯伊	南信州広域連合地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R6拠点改正に対応した圏域の要項改正を行う。 (実践報告の内容を参考にさせていただきます)</li> </ul>
木曾	木曾地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強行の実態把握をしていく(療育支援部会と協働)</li> <li>・今後も今まで通り相談とサビ管の連絡会を単独で行いながら、合同の連絡会、町村の担当者を入れての合同研修会を開いて顔の見える関係性づくりをしていく</li> <li>・居宅事業所には今後も理解をお願いし、可能ならサビ管連絡会に出させていただく</li> </ul>
松本	松本市自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域生活支援拠点の登録事業所を増やす取り組みについて</li> <li>・地域生活支援拠点等事業について地域や事業所の皆さんにもっと知ってもらい取り組みが必要ではないか。</li> <li>・地域の事業所は拠点の申請書があることも知らないのではないか。</li> <li>・登録事業所としての加算があることを周知した方がよい。</li> <li>・相談支援事業所の協働体制についての理解を深める。</li> <li>○医療的ケアが必要な方の支援について</li> <li>・緊急時にグループホームで受け入れることの難しさがある。</li> <li>・医療機関に働きかけることや介護保険施設に働きかけるのはどうか。</li> <li>○その他</li> <li>・重度の方をすぐに受け入れることの難しさがある。普段から体験しておくことが大切。</li> <li>・慣れた場所で泊っておく取り組みが有効。実際に行っている事業所もある。緊急時に宿泊を支援した事業所もある。拠点として登録することで事業所としても報酬になる。</li> </ul>
	安曇野市自立支援協議会	
	塩尻・山形・朝日地域自立支援協議会	
	筑北三村自立支援協議会	
大北	大北障害保健福祉圏域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各圏域の動きを分かりやすく表にし、行政に協議の場の必要性を訴えていく。</li> </ul>
長野	長野市障害ふくしネット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談+日中の場について拠点登録を進めていく(まずは委託相談をうけている法人から)。</li> <li>・少しずつ地域の相談支援事業所へ広げていく。緊急ショートなどの受け皿となる入所施設-(GH)-の登録はアウトリーチで声かけをしていく。</li> </ul>
	須高地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・須高地域はこじんまりとした小さなエリアで、支援者間の連携・支援協力・相談などが顔の見える関係のなかで直接できる距離感がよい。</li> <li>・須高地域の良いところを生かした拠点づくりができればよい。</li> </ul>
	千曲・坂城地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まず、協議の場をつくる！できることから始めていく！</li> </ul>
	北部地区障害者自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視察研修の実施(→北信圏域へ依頼)</li> </ul>
	小川村自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欠席</li> </ul>
北信	北信地域障がい福祉自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録者とは何を指すのか地域ごとに異なることが分かった。→手段と目的が入れ替わらないように確認が必要。</li> <li>・協議の中で推進したい、焦点をあてて進めたいところに、役割・予算を期間限定でつけるという拠点事業の活用もいいのではないかと。→児童の部分に(焦点を)当てて、年度ごとの課題にあわせて対象者(機関)をかえて名称もつけて(強行Co,児童拠点Coなど)という方法も？</li> </ul>

地域自立支援協議会の専門部会の設置状況

R8年1月調査

佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	木曾	松本市	松本
全体会	全体会	全体会	全体会	全体会	全体会	全体会	全体会
幹事会	権利擁護委員会	運営委員会	運営委員会	くらし(認知症・重篤・身体)部会	権利擁護部会	権利擁護部会	相談支援部会
市町村部会(運営委員会)	緊急ショート運営委員会	人材育成委員会	地域生活支援拠点等整備WG	くらし(知的)部会	療育支援部会	くらす・つながる地域部会	こども部会
人材育成WG	(拠点登録事業所)委員会	権利擁護委員会	就業支援部会	こども部会	生活支援部会	こども部会	精神障害者社会復帰協議会WG
精神的ケア見守りWG	地域包括ケアシステム検討推進委員会	医療的ケア部会	就労選択支援WG	精神障がい者等部会	精神保健部会	支援研究部会	就労系事業所連絡会WG
医療的ケア見守りWG	医療的ケア見守りWG	相談支援部会	精神障がい者等部会	仕事部会	当事者部会	しごと部会	
権利擁護WG	強度行動障害支援体制整備委員会	精神障がい者等部会	こども・若者部会	権利擁護部会	権利擁護部会	相談支援部会	
発達障がいWG	療育・発達専門部会	就労支援部会	支援ネットワーク連絡会	人材育成(相談支援専門員)部会	重篤の身体障がい児/若・低ケア生活支援WG	相談支援部会	
就労選択支援関係者会議	地域生活移行専門部会	療育支援部会	重篤・要医療的ケア連絡会	人材育成(GH担当者・世居人)部会	相談支援専門員関係者連絡会	当事者主体部会	
地域生活移行関係者会議	就労支援専門部会	地域の課題を考える会	こどもサームス連絡会	人材育成(専門研修)部会	サームス管理責任者等連絡会	当事者主体部会	
強度行動障がいWG	人材育成専門部会	地域生活支援拠点推進会議	権利擁護部会	権利擁護部会	さぞあんしんネット連絡会		
市町村等事業所連絡会			相談支援専門員連絡会				
			人材育成検討委員会				
			市町村連絡会				

松本	筑北	大北	長野市	須高	長野	千曲	長野北部	北信
全体会	全体会	理事会(協議会)	全体会	全体会	全体会	全体会(フォーラム)	全体会	全体会
ケアマネ連絡会	権利擁護部会	幹事会(協議会)	運営委員会	相談支援部会	運営委員会	運営委員会	サームス調整会議	幹事会
療育ネットワーク会議	共生部会	運営会議(協議会)	当事者部会	地域部会	地域連絡会(委員会)	地域連絡会(委員会)	啓発企画(交流活動ほか)部会	市町村課題検討WG
就労支援事業所連絡会	移動支援PJ	つながり支援部会	こども部会	こども部会	相談部会	相談部会	研修(勉強会・相談支援)部会	地域生活支援拠点等機能検討会
グループホーム連絡会	就労支援部会	障がい理解の啓発活動をする部会	しごと部会	日中部会	はたらく部会	はたらく部会	員分科会(地域生活支援拠点等整備)分科会	北信地域移行障がい福祉相談支援事業研究会
居宅介護事業所連絡会	子ども連絡会	子ども連絡会	かつどう部会	権利部会	こころ部会	こころ部会	第2分科会(障がい児・人材確保ほか)分科会	雇用支援ネットワーキング部会
			くらし部会	幹事会	生活部会	生活部会		サームス向上部会
			地域でいいお店PJ	運営委員会	こども部会	こども部会		精神部会
			やさしいお店PJ		さん・さんネット部会	さん・さんネット部会		そだちネットワーキング部会
			相談支援連絡会		Nimo包括構築検討委員会	Nimo包括構築検討委員会		重篤・医療ケア部会
			高齢化問題WG		医療的ケア児等委員会	医療的ケア児等委員会		権利擁護部会
			移送WG					

池田
松本圏域設置(再掲)
全体会
人材不足対策検討部会
自立支援協議会連絡会
地域移行PJ
強度行動障がい児者支援検討PJ
地域生活支援拠点整備事業検討PJ
就労選択支援PJ

令和7年度 地域自立支援協議会の体制

R8.1 機能強化会議資料

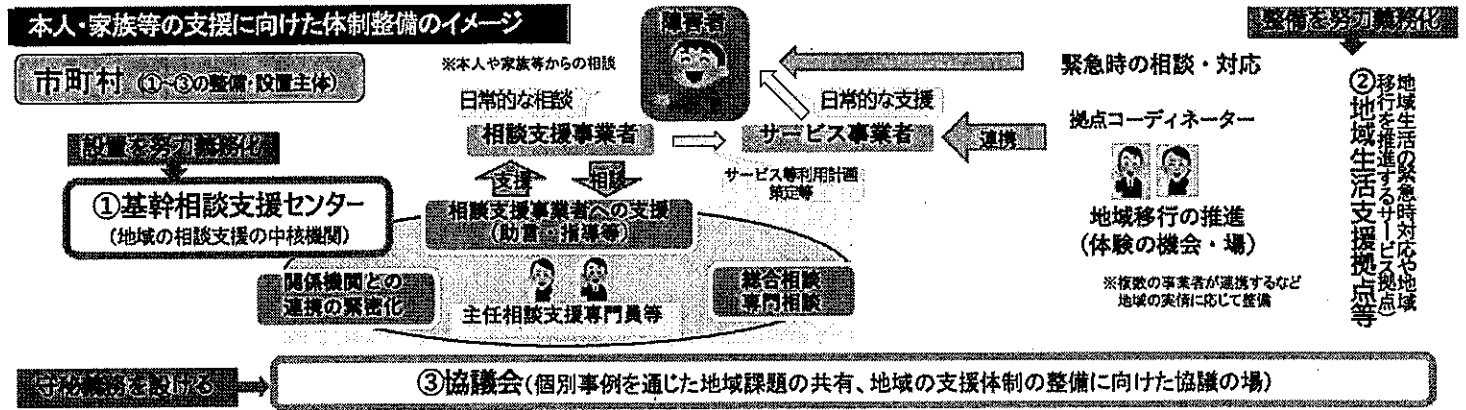
圏域	協議会名	設置年月	部会等の協議の場としての位置づけの有無							
			医療的ケア	精神障がい	強度行動障がい	相談支援体制	高次脳機能障害	地域生活支援拠点等	地域体制強化共同支援	実績
佐久	佐久圏域障害者自立支援協議会	H19.7	○	○	○	○		○		
上小	上小地域自立支援協議会	H19.3	○	○	○	○	○	○	○	○
諏訪	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会	H19.2	○	○	○	○		○		
上伊那	上伊那圏域地域自立支援協議会	H19.5	○	○		○		○		
飯伊	南信州広域連合地域自立支援協議会	H19.2	○	○	○	○		○		
木曾	木曾地域自立支援協議会	H19.3	○	○		○		○		
松本	松本市自立支援協議会	R4.4	○	○	○	○	○	○		
	安曇野市自立支援協議会	R4.4		○		○		○		
	塩尻・山形・朝日地域自立支援協議会	R4.4		○	○	○		○		
	筑北三村自立支援協議会	R5.4	○	○	○	○	○	○		
大北	大北障害保健福祉圏域自立支援協議会	H19.5	○			○		○		
	池田町自立支援協議会	R7.4.1	○	○	○	○	○	○	○	
長野	長野市障害ふくしネット	H18.11	○			○		○		
	須高地域自立支援協議会	H19.8	○	○	○	○		○		
	千曲・坂城地域自立支援協議会	H19.10	○	○	○	○				
	北部地区障害者自立支援協議会	H19.7	○	○	○	○	○	○		
	小川村自立支援協議会	—	(長野市障害ふくしネットへの参加を協議中)							
北信	北信地域障がい福祉自立支援協議会	H19.1	○	○	○	○	○	○	○	

全国ブロック会議「研修資料」

令和7年度厚生労働省

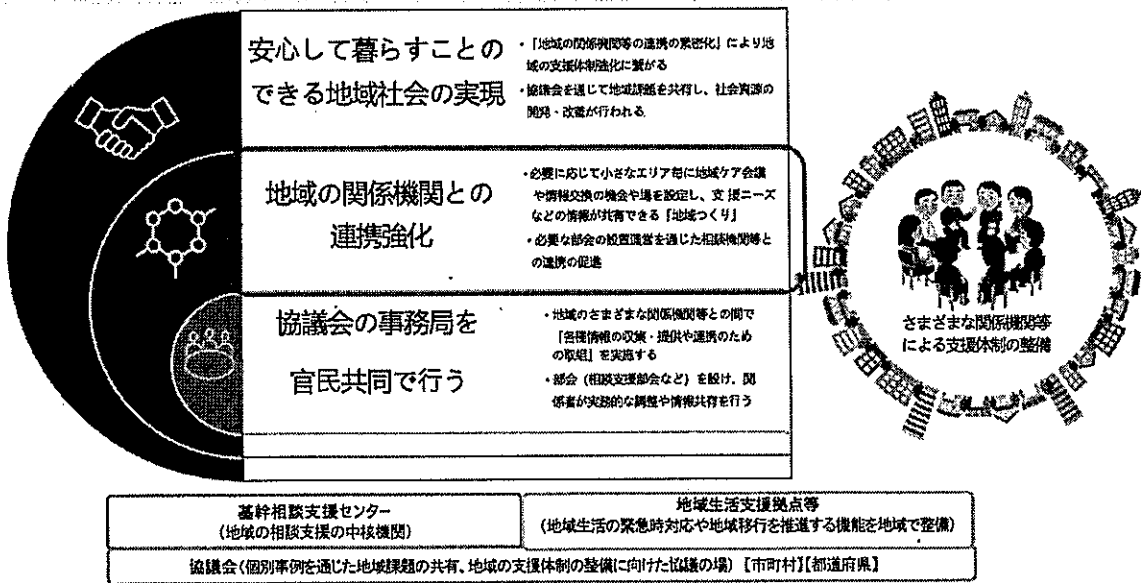
障害者地域生活支援体制整備事業

抜粋



④ (自立支援) 協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」とは

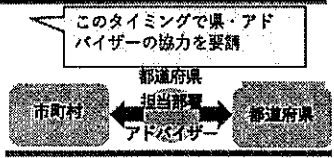
- 市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同し協議会の事務局を担当する等、関係機関との緊密化を図る。
- 地域の相談機関との連携強化の取組 (各種の相談機関等との連携会議の開催等) を行う。
- 他の地域の支援機関等、障害福祉分野以外の支援機関等と連携・協働の促進の取組を行う。



## IV. 都道府県の支援を活用した市町村における取組のポイント (事例からピックアップ)

**○取組のきっかけをつかむ**  
 ⇒直面する課題を長期に亘って持続する効果的な仕組みづくりの好機と捉える

- <単独市町村の取組>
- ・拠点整備、基幹設置を機に官民連携による主体的な相談支援体制を構築 (宇佐市：大分県)
  - ・基幹の委託を視野に入れ、協議会の目的や役割・機能の理解促進と見直しを検討 (A市：大阪府)
  - ・相談支援事業の複数事業所による協働に向けて実務的課題を官民で協議 (西原町 (南部圏域)：沖縄県)
- <複数市町村・圏域単位の取組>
- ・人材、資源が不足する隣接市町村が共同による相談支援体制の強化を検討 (中土佐町・四万十町：高知県)
  - ・8町村共同による基幹相談支援センター設置 (北部圏域：沖縄県)
  - ・基幹設置の進展を踏まえ、地域に官民連携による主体的な相談支援体制を再構築 (下越圏域：新潟県)



※6ページのイメージ図を参照

**○官民協働による具体的な動きをつくる**  
 ⇒具体的な行動に移すための一連のプロセスを効率的・効果的に進める

- 地域の関係者をつなぐ ■ 関係者の共通理解、協議の場づくりの場面
- ・市内関係部署の職員
  - ・協議会の事務局、専門部会等のメンバー
  - ・市町村内の基幹、相談支援事業者等の関係者 など
- 目的・方向性を共有する ■ 具体的な取組に係る関係者間の合意の場面
- ・複数事業所の協働
  - ・隣接市町村の共同・連携
  - ・圏域単位の体制づくり など
- 目標と現在地との乖離を解消していく ■ 練り上げた計画に基づく実践の場面
- ・スタートアップ、PDCAサイクル など

### 都道府県の支援の活用

アドバイザーに行政と基幹や相談支援事業所等の間に入ってもらい、関係者との関係を強化する

アドバイザーに会議や勉強会に参加してもらい、提供情報を基に議論を深め、取組を具体化する

必要に応じてアドバイザーに助言を求めることができる関係をつくる

**○取組の成果 (取組による変化)**

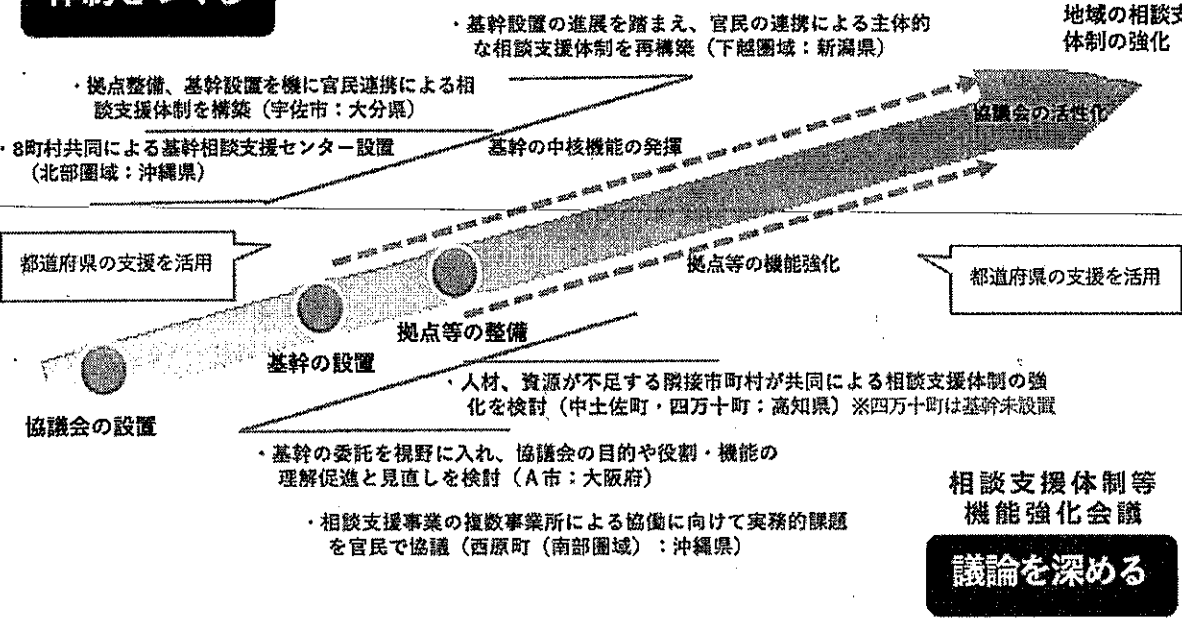
- 意識変容：認識の共有、関係性の構築、官民協働に向けた機運の醸成
- 体制構築：拠点等・基幹・協議会の整備・設置、運営 (これらに向けた取組含む)

相談支援体制等機能強化会議

## VI. 直面する課題を長期に亘って持続する効果的な仕組みづくりの好機と捉える (イメージ)

### 専門部会 体制をつくる

### 方向性の共有と修正 自立支援協議会 本会 地域の相談支援 体制の強化



### 相談支援体制等 機能強化会議 議論を深める

ポイント

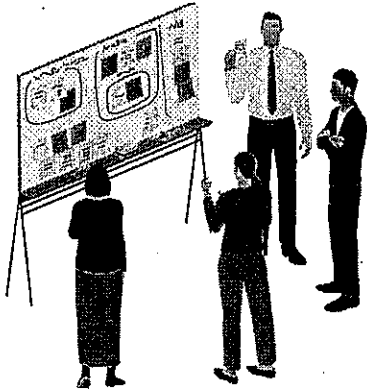
①

【基幹】【拠点】【協議会】が三位一体となって「地域の相談支援の体制整備」を行っていくこと

②

都道府県の役割として、市町村との密な連携を図り、フォローアップすること

③



地域からの課題について

## 協議会の設置運営について(市町村協議会)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営について」(障発0329第26号こ支障第89号)抜粋・要約

### 市町村協議会の基本的な役割

・相談支援事業をはじめとする地域における相談体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場

### 主な機能

- ・個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・地域課題(地域における障害者等への支援体制等に関する課題)の抽出、把握及び共有
- ・地域における相談支援体制及び福祉サービス等の整備状況並びに課題等の抽出、把握及び共有
- ・地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告及び都道府県協議会との連携

### 留意点

- (1) 個別事例を通じて明らかになった地域課題の共有、支援体制の整備につなげていくための取組
  - ・個別事例の支援のあり方についての協議を通じた地域課題の抽出の促進のための専門部会等の設置、開催。
- (2) 地域の相談支援体制の強化
  - ・委託事業者の事業運営等について評価する取組を含める
  - ・基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
  - ・地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- (3) 地域の支援体制強化のための取組
  - ・障害福祉サービス、地域生活支援拠点等の整備等、インフォーマルな支援を含めた体制整備に関する協議
  - ・地域移行支援の対象者を相談支援に円滑につなげる取組

## 協議会の設置運営について(都道府県協議会)

### 都道府県協議会の基本的な役割

・県全域の障がい者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場

### 主な機能

・市町村協議会等各地域の協議会との連携(市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。)

### 留意点

- (1) 市町村協議会との効果的な連携
  - ・市町村協議会の効果的な連携に努め、市町村協議会から報告のあった課題等に留意して各種取組を実施すること。
- (2) 広域的な相談支援体制及び管内市町村の相談支援体制の強化のための取組
  - ・都道府県内の相談支援の提供体制の状況等をふまえ、相談支援従事者研修の規模や研修内容、研修講師の養成等についての協議(市町村等の地域で実施されるOJTとの有機的な連動を含む)
  - ・管内市町村が設置・運営する基幹相談支援センターの評価・助言、実施する基幹相談支援センター機能強化事業の評価・助言
  - ・相談支援に係る広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた協議(離島等の社会資源が極めて少ない地域に対して、当該地域の相談支援事業者が質の高い相談支援を提供できるようにするための体制等についての協議を含む。)
- (3) 支援体制強化のための取組
  - ・障がい者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議

## 令和7年度地域からの課題提出一覧

障がいのある児童の支援について

佐久圏域

全体会(地域協議会・本会)での長野県協議会への意見のまとめ

佐久圏域の放課後等デイサービス事業はニーズに対して足りていない状況であるが、今後さらにニーズが高まる中で、福祉計画の作成指針等も含め、放課後等デイサービス事業の在り方について、県協議会での検討をお願いしたい。

課題の概要(課題の背景や考えられる圏域の状況)

佐久圏域では放課後等デイサービスが足りておりません。さらに1つの事業所が令和7年12月で閉鎖することが決まっている状況です。

現在の事業所数は障害福祉圏域における福祉計画の数値と同等であるが、当該サービス利用ニーズが高まる一方で、サービス提供が全く追いついていない実態の中で、特に重度の児童が利用出来ない状況を踏まえ、何かしらの改善策の検討が必要だと感じている。

長野県(全圏域)で考えるポイント

1 放課後等デイサービス利用に係る基準について

- ・本来利用が必要な児童が利用出来るための仕組みづくり

2 インクルーシブ教育の推進の取組について

- ・児童館等の併用利用の促進に係る取組
- ・福祉、教育、医療、保健、行政等の関連機関の連携体制の構築に係る取組

塩尻・山形・朝日地域

全体会(地域協議会・本会)での長野県協議会への意見のまとめ

・養護学校への送迎、放課後等デイサービスへの送迎等、家族支援を鑑みた送迎に関するサービスの充実が必要

・児童館の充実により、放課後等デイサービスに通わなくてもよい児童がいる。本来、放課後デイサービスの利用が必要な児童にサービスが届くよう、児童館の充実も望まれる。(R6年7月)

・単体の事業所で送迎を行うことが難しい現状があるので、複数の事業所が連携し、送迎を行うしくみがあると良い。(報酬加算の検討)

・送迎とは別に、複数事業所の中間地点にハブとなる事業所を設置し、保護者の迎えを待つしくみがあると良い。(報酬加算の検討)(R7年2月)

課題の概要(課題の背景や考えられる圏域の状況)

・地域内の事業所及び相談支援専門員の不足

・松本市まで通いやすいという条件があり、施設が増えにくいと考えられる。

・送迎サービスの不足

長野県(全圏域)で考えるポイント

・送迎サービスのできる事業所がどのようにしたら増えるのか。(車の問題、単価の問題、人材の問題)

・児童館指導員の障がい児に関する理解の促進(研修等、人材育成、人材確保)

<p>全体会(地域協議会・本会)での長野県協議会への意見のまとめ</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内各圏域の「就労選択支援の準備及び実施状況」について、定期的な情報収集と共有の実施。</li> <li>・上記の情報共有を参考にしつつ、抽出課題欄に記した「圏域として課題」に対する研修会等の機会設定。</li> <li>・制度開始とその後の経営において、必要な「指定要件の緩和」等について、長野県協議会と指定権者(長野県)との意見交換。</li> </ul>
<p>課題の概要(課題の背景や考えられる圏域の状況)</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>①令和7年10月施行時点において「就労選択支援」サービスを圏域内で担う事業所がありません。</li> <li>②「就労選択支援」のサービスを希望する方に、適切なサービス提供が今後もできない状況が想定されます。</li> <li>③圏域内で想定されるサービス利用希望者は、現時点で養護学校の生徒となり、継続的な事業経営、生徒以外の利用者確保の見通しがつきにくい。</li> <li>④既存事業所は比較的小規模であるため、事業開始にあたり「設備・人員を新たに整えるコスト」が参入障壁になっていると考えられます(指定基準、運営要件のハードルが高い)。</li> </ol>
<p>長野県(全圏域)で考えるポイント</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内各圏域の進捗状況をふまえ、事業所の指定要件(人員基準、設備基準)に当てはまる以外に、「どのような援助があれば事業所は就労選択支援を始められ、続けられるか」について、意向調査の検討。</li> </ul>

隣接圏域との連携について

<p>全体会(地域協議会・本会)での長野県協議会への意見のまとめ</p>
<p>(※記載なし)</p>
<p>課題の概要(課題の背景や考えられる圏域の状況)</p>
<p>大北圏域(大町等)や長野圏域(千曲、上田、長野)等、隣接する市町村の情報は入りにくいが、利用者がおり、連携やネットワークづくりが何等かできると良い。</p>
<p>長野県(全圏域)で考えるポイント</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域の境界域にあるので長野市や大北圏域からの利用者もいるが、連携が難しいと感じている。圏域会議にいくと松本の様子が入ってくるが、長野市や大北の様子は同じ濃さでは入って来ない。特に児童については保護者が熱心でもあるので、事業所の情報を得たい。</li> <li>・個別の活動はしており、障がい者相談支援体制等機能強化会議にも参加し、情報を得ている。ただ、この会議に参加しないと分からないということがないようにならないかと考える。</li> <li>・事業所資源のあるなし、対象者、分類で検索できるようなシステムなどがあれば・・・。</li> </ul> <p>今後12月に児童の部会でも検討予定であり、3月には事務局打合せの中で協議の見込み。</p>

## 全体会(地域協議会・本会)での長野県協議会への意見のまとめ

国が示すGHの業務には通院支援も含まれているという見解であるが、年々増加するGHでの通院支援に対して、給付費に盛り込む提言ができないか。また、給付費で難しければ市町村単位での補助が制度化できないか。

## 課題の概要(課題の背景や考えられる圏域の状況)

長野市内100か所以上の共同生活援助事業者(以下GH)を対象に、通院に関するアンケート調査を行った結果、高齢化に伴う身体機能の低下による通院が増加傾向にあり、それに伴い付き添いが必要な方も増え、GH職員がその付き添いを担う頻度が高まって来ている事が分かった。通院付き添いについては、居宅介護事業者による通院等介助サービスがあるが、利用条件として「慢性疾患における定期通院」「月2回」等があり、診察の際に様々な判断が不要の方や、予定できる通院に限られることが多い。定期ではない通常の通院では、付き添う時間も長くなる上に、「今出ている症状の始まりと経過」「日頃の生活の様子」「今後の診療」等、普段の様子を知っている者の付き添いが重要になり、医師からも要望される場面が増えてきている。そのため、今後もGH職員の付き添いと負担は増え続けていくと予想される。

## 長野県(全圏域)で考えるポイント

国が示すGHの業務には通院支援も含まれているという見解であるが、長野市のGHでは、年々増加する通院支援への負担が大きくなってきており、本来のGHでの支援自体に影響が出ている。県内の他市町村でも同様の問題は無いのか。

<p>全体会（地域協議会・本会）での長野県協議会への意見のまとめ</p>
<p>重度の障がい者を受け入れる入所施設の実態把握と受け入れ事業所に関する報酬改善、人材確保について県全体で検討してほしい。</p>
<p>課題の概要（課題の背景や考えられる圏域の状況）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐久圏域にある生活介護事業所が事業所都合により今年度で閉鎖。利用者の移行先が決まっていない。</li> <li>・重症心身障がい者（医療的ケアの有無にかかわらず）、強度行動障害者の利用できるサービス事業所が限られている。</li> <li>・生活介護事業所からは報酬の低さにより事業継続が難しい意見あり。</li> </ul>
<p>長野県（全圏域）で考えるポイント</p>
<p>(1) 重症心身障がい者の受入れを促進するような報酬や施設整備、人員確保に関わる支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児者及びその家族が安心して地域生活ができるための体制整備に係る検討をするための取組。</li> </ul>

<p>全体会（地域協議会・本会）での長野県協議会への意見のまとめ</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものショートステイに関して、緊急・常時関係なく資源が不足している。</li> <li>・「子ども」に関する資源を含めて検討したが、特に重度障がい児のショートステイについては受け入れ先が無いことが確認された。</li> <li>・他圏域の取り組みも参考に、引き続き出来ることを模索する。</li> </ul>
<p>課題の概要（課題の背景や考えられる圏域の状況）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材不足</li> <li>・スキル不足（者の事業所で児を受け入れることへの不安）</li> <li>・経営面（単価が低く、受けることで赤字になる）</li> <li>・事前の情報共有（情報のない中での受け入れは利用者、事業所互いに困難）</li> <li>・事業所までの送迎についての負担感</li> </ul> <p>複合的な課題であり、課題解決の糸口が見えない。                  重心医ケア児については入浴から受け入れ検討してくれる事業所もあるが、まだ宿泊までには至っていない。強度行動障がい児のショートステイについては受け入れ先が広がっていない。</p>
<p>長野県（全圏域）で考えるポイント</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域内だけの対応には限界があるため、県内外の好事例の吸い上げと共有をお願いしたいと令和3年から提出しているが、現時点での県での対応状況について返答いただきたい。</li> </ul>

その他 情報提供

- (1) 発達障がい者支援対策協議会
- (2) 障がい者支援課からの情報提供
- (3) 連絡事項

## 連携・支援部会 活動報告書

部会長 高橋 知音

### 1 今年度の取組

#### (1) リーフレット（「早めの気づき適切な学び」）に関わる議論

##### ① 活用状況の把握

- ・リーフレットは合理的配慮の理解促進に一定の意義があり、役割を果たしている。
- ・学校現場では、必要な場面での提示・配付が進んでいる。  
例：特別支援教育コーディネーターや通級指導教室担当者が相談対応時に提示、研修会や支援会議で配付。

##### 【教育委員会事務局関係課での活用事例】

- ・高校教育課：校長会や進路担当者向け入試説明会で周知、高校入試ホームページにバナー設置
- ・特別支援教育課：特別支援教育コーディネーター研修会で周知
- ・心の支援課：高校進学説明会で相談対応時に提示

##### ② 課題

- ・小・中・高校の学校現場全体への周知が不足している。
- ・リーフレットは発出から約5年経つが、リーフレットの存在を知らない教員が未だ一定数おり、さらなる周知が望まれる。
- ・高校入試における合理的配慮申請の手続きについて、学校・保護者・医療機関で十分な理解がなされていない場合がある。

#### (2) アセスメントから支援のスムーズな実施に関わる議論

##### ① 検査実施状況調査結果（R6）の考察

- ・検査の目的が曖昧になっている。
- ・検査結果が支援に活かされていない。
- ・特別支援教育コーディネーターの負担が大きく、交通整理的役割が機能しづらいため、アセスメントや検査の案内が不十分な例もある。
- ・義務教育段階に比べ、情報提供不足等により、特に高校生への支援が十分でない。

##### ② 部会としての取組アイデア

- ・検査の目的や使い分けを明示したフローチャートの作成
- ・好事例集の作成
- ・地域別検査体制のマッピング、検査ルートの明示
- ・抽出市町村における心理的資源の必要数調査（診療体制部会との合同実施）

### 2 今後の方向性

教育に比重を置いてきた経緯を踏まえ、「合理的配慮の理解促進策」「アセスメントから支援の円滑化策」について具体的な取組を推進する。

### 3 来年度取り組むべきこと

#### (1) 合理的配慮の理解促進策の実施

- ・高校入試における合理的配慮に関する課題の共有と対応策協議
- ・リーフレット周知の工夫（保護者向け情報提供など）
- ・高校生支援の強化（合理的配慮、教員研修拡充）  
※教員研修拡充（特別な支援を必要とする生徒の理解や支援方法の理解）は、長野県発達障がい情報・支援センターと連携

#### (2) アセスメントから支援の円滑化策

- ・検査から支援の流れを見える化する資料及び好事例集の作成
  - ・抽出市町村における検査実施に関する人材の必要数調査
  - ・検査体制の地域別マッピングとルート整備
  - ・他職種連携による事例検討会の開催
- 診療体制部会と合同実施
- 長野県発達障がい情報・支援センターと連携

## 自立・就業部会 活動報告書

部会長 宮尾 彰

### 1 今年度の取組

#### (1) コミュニケーションシートに係る議論

##### ① 発達障がいサポート・マネージャーによる試行

R6年度に作成したコミュニケーションシートの今後の活用の検討材料とするため、発達障がいサポート・マネージャーに対して事業所でのシートの活用について依頼をし、その後、活用状況に係るアンケート調査を実施した。

##### ② 主な意見

- ・本人の整理に役立ったり、支援者との関係性がより深まったりすることが期待できる。
- ・SCの初見アセスメントのきっかけづくりなど、教育や福祉現場での活用があるとよい。
- ・直接的な個人支援をせず、支援者支援の立場であるサポマネは活用場面が少なく、直接支援をする相談員等への宣伝が必要。
- ・内容が学齢期の児童生徒向けの記述となっているため、卒業後の若者に対しては過去の経験や想いを問う文書表現が必要。

#### (2) 部会の方向性に係る議論

##### ① 事例検討の実施

今後の部会のテーマの検討材料とするため、「大学卒業後に就職したが上手くいかなかった事例」について検討し、その後、どのような支援ができるかについて意見交換を実施した。

##### ② 主な意見

- ・自分を知る機会と“それでいいんだよ”という視点をくれる人と会える機会が大事。
- ・発達障がいの早期支援というとよく学校入学前を指すが、人によっては思春期以降から発達特性が目立つケースが散見される。
- ・就職すれば福祉に結びつくが、もう少し早い年代のうちにできるやり方があればいい。
- ・フィードバックを受け、特性を知って出るか知らないで出るかで、違いが大変大きい。

### 2 今後の方向性

事例検討を通して思春期支援の重要性や課題について共通認識が得られたため、「思春期年代に躓かせないこと（ひいては自立や就業につながる）」を、今後の部会の柱として議論を進める。

そして、思春期年代に躓かせないためには、本人の自己理解と、困難ケースに陥る前段階から教員が外部の支援者へ気軽に相談する意識づくりが重要であることから、これに資する媒体として、コミュニケーションシートと一体化した教員向け「思春期支援ガイドブック」を作成する。

### 3 来年度取り組むべきこと

「思春期支援ガイドブック」の具体化に向け、以下についての議論を進める。

- ・媒体の波及方法やスケジュール感などの手続き面について
- ・コミュニケーションシートのブラッシュアップ
- ・コミュニケーションシートを活用するためのガイドラインについて
- ・教員の理解向上のための媒体の作成（早期相談・チーム支援などについて）

## 普及啓発部会 活動報告書

部会長 新保文彦

### 1 令和7年度の取組状況

- (1) 発達障がいサポーター養成講座のあり方についての協議
  - ・発達障がい者サポーター養成講座のテキスト及びシナリオの改訂に向けて、改善点等について意見を出し合う
- (2) 発達障がいペアレント・メンターの活用についての協議
  - ・発達障がいペアレント・メンターの養成研修対象者の見直しや研修内容等の再設計に向けて、現在の実情や保護者の多様なニーズに応じた支援体制の整備について意見を出し合う
- (3) 発達障害啓発週間（4/2～4/8）のアイデア出し
  - ・高校の書道部による自閉症啓発の書道パフォーマンス
  - ・発達障がいをテーマにしたメディア作品の紹介や自閉症の子が描いた作品を展示する場の企画
  - ・過去に実施した「青い鳥の折り紙」やメッセージカードの企画を再検討
  - ・県による一括プレスリリースのタイミングに合わせて、啓発週間の取り組みをまとめて発信

### 2 今後の方向性

サポーター養成講座やペアレント・メンターといった既存の取り組みが、時代に合わせてより効果的に実行できるよう、システムや周知方法を改めて整理していきたい。

当事者の生活に関わる施設や業種への啓発が課題としてあるため、長野県発達障がい者支援対策協議会の他の部会との連携等を模索し、具体的な啓発を検討したい。

啓発の更なる工夫を、部会員の皆さんと一緒に考えながら、着実に実行していきたい。

### 3 令和8年度の取組

- (1) 発達障がいペアレント・メンターのシステム等の見直し
  - ・親の会活動の縮小やSNS交流の増加により、質の担保と継続的な支援体制が重要となっているため、保護者ニーズや支援環境の変化を踏まえ、制度の再構築を進める。
  - ・主な検討課題は、①推薦制度の詳細設計（推薦元・基準・手続き）、②要綱改正の方向性（親の会所属要件の見直し）、③メンターの役割と研修内容の再定義、④SNS時代に対応した啓発・周知方法。
- (2) 発達障がいサポーター養成講座の周知
  - ・テキストおよびシナリオの改訂に合わせて、養成講座の受講促進を一層進めるため、効果的な周知方法や周知先について検討する。
- (3) その他
  - ・発達障害啓発週間の取組のアイデア出し
  - ・一般的な啓発の検討

令和7年度 長野県発達障がい者支援対策協議会  
診療体制部会 活動報告書

部会長 稲葉 雄二

1 今年度の取組

① 発達障がい診療地域連絡会

- ・目的:医療・教育・福祉等の支援者を対象に、診療ネットワーク構築とスキルアップ。
- ・実績:9圏域で11回開催。※R8年1月末現在
- ・内容:各圏域の実情に即したテーマで、講義・講演(インプット型)+グループワーク・事例検討・意見交換(双方向型)による連絡会が開催された。
- ・周知:関係者あてメール周知(うち8回)を行い、情報共有を図った。

② 発達障がいかかりつけ医研修(県、県立こども病院)

- ・目的:H27年度開始。発達障がい診療のすそ野拡大。
- ・実績:R7年9月21日(日)、オンライン開催、108名参加(多診療科、養護教諭)。
- ・内容:1)発達障がい診療の基礎知識(国研修の復命講義)  
2)「発達障がいの児童生徒に関わるもう一人の医師 学校医について」  
3)発達障がい情報・支援センター情報提供

③ 発達障がい診療人材事業(信州大学医学部子どものこころの発達医学教室)

- ・目的:H30年度開始。長野県発達障がい専門医・診療医を養成し、地域診療体制を整備。
- ・実績:現在66名認定(専門医61名、診療医5名)。今年度も複数名認定予定。
- ・周知:県から年度当初に医療機関あて周知を行った。

④ LD対応(連携・支援部会との取組である実態把握調査の結果をもとに方策検討)

1) 検査実施状況調査結果(R6)の考察/意見

- ・検査の目的が曖昧になっている。どこにどんな検査ができる人がいるのか、マッピングできるとよい。また、取れる人を増やすだけでなく、「検査を理解して支援に関われる人」も育成する必要がある。
- ・教育現場からWISCの結果を求められることが多い。どこまで就学相談にWISCの結果が必要なのか根本的なところを考える必要がある。WISCは時間と労力がかかるため、これが待機期間に係る渋滞を招いているのではないか。またWISCだけで発達障がいと判断する危うさはないか、支援の質を丁寧に見る必要もあるのではないか。

2) 取組アイデア

- ・地域別検査体制のマッピング、検査ルートの明示
- ・検査が支援の前提にならないよう、教育現場との協議
- ・抽出市町村における心理的資源の必要数調査

⑤ 移行期支援(トランジション問題)への対応

- ・部会への精神科医の参画。また、移行期支援に係る課題整理。
- ・精神科病院協会総会(6月)/精神保健福祉審議会(9月)にて、精神科医含む構成員から意見聴取。  
→精神科に来たときにほとんどの方が、小児科で何を説明されたのかよく覚えていない。また、診察時間が短いとおっしゃられる。移行する前に精神科での診察について理解しておいていただくことが大事。
- ・成人精神科は短時間・薬物療法中心の運用が多く、生活課題の伴走が求められるケースへの抵抗感や負担感があるのではないか。
- ・小児→成人で「困りごとのテーマ(学校の課題→職場・生活・家族内葛藤)」が変化する。

2 今後の方向性

(1) 医師の人材育成

- ・住み慣れた地域で発達障がいの診療を受けられるよう、引き続き医師の養成を行う。

(2) 移行期支援(トランジション問題)

- ・小児科→成人精神科の移行期における診療スタンスの違い、医師とコメディカル、地域支援者の役割分担、併診、情報連携の不備をどう埋めるか等について議論する。
- ・精神科側の負担感(診療時間・報酬・教育不足)をコメディカル/地域資源の活用と引継ぎ時点の支援体制の明示で軽減できないか検討する。

(3) LDへの対応(実態調査結果をもとにアセスメントから支援の円滑化策の具体的取組推進)

- ・検査から支援の流れを見える化する資料及び好事例集の作成
  - ・抽出市町村における心理的資源の必要数調査
- } 連携・支援部会と合同実施

3 来年度取り組むべきこと 上記方向性に沿って、順次具体化・実施する。

# 動画ライブラリー追加のお知らせ



2026年3月

令和7年度 松本市 特別支援教育研修Ⅱ

教えて!本田先生!!  
Vol.6

長野県発達障がい情報・支援センター「といる」  
「といる」いろいろ対談  
Vol.2

長野県発達障がい情報・支援センター  
【動画ライブラリー】合理的配慮の理解シリーズ

第1回  
合理的配慮の概念を理解する

高橋知音(信州大学)

長野県発達障がい情報・支援センター  
【動画ライブラリー】合理的配慮の理解シリーズ

第2回  
合理的配慮の判断  
教育機関での例から

高橋知音(信州大学)

長野県発達障がい情報・支援センター  
【動画ライブラリー】合理的配慮の理解シリーズ

第3回  
入試と合理的配慮

高橋知音(信州大学)

長野県発達障がい情報・支援センター  
【動画ライブラリー】合理的配慮の理解シリーズ

第4回  
合理的配慮と根拠資料

高橋知音(信州大学)

長野県発達障がい情報・支援センター 動画ライブラリー

シリーズ:発達が気になる子どもへの早期支援

Part 1 幼少期、大切にしたいこと

日戸 由刈 (公認心理師)

長野県発達障がい情報・支援センター 動画ライブラリー

シリーズ:発達が気になる子どもへの早期支援

Part 2 保育の中で、できること

日戸 由刈 (公認心理師)

長野県発達障がい情報・支援センター 動画ライブラリー

シリーズ:発達が気になる子どもへの早期支援

Part 3 ASDの特性に合わせた支援

日戸 由刈 (公認心理師)

過去の動画はこちら



お問い合わせ先:長野県発達障がい情報・支援センター「といる」 TEL 0263-37-2725(平日9時~16時)

といる

福祉ビデオシリーズ

# 発達障害がある大人の よか 仕事と余暇



発達障害がある人がやりがいをもって働く上でのヒントや余暇を楽しむためのポイントをご紹介します教材ビデオです



## 1 前編 仕事

実際に障害者雇用で働く発達障害の大人を取材。スムーズに働くために本人が行う工夫や会社から受けている配慮について紹介します。

## 2 後編 余暇

人生を楽しむうえで欠かせない余暇。発達障害をオープンにして仲間と交流できる場や、好きなことに打ち込める当事者会の活動を紹介します。

本気で私自身が勉強になりました。本当に参加出来て嬉しいです。このビデオは、発達障害にちょっとでも興味がある人には見てもらいたいです。また、発達障害の人が身近にいない人にも興味を持ってほしいですね。

MC 鳥居みゆきさん



**1 前編 仕事**

- ① オープニング (2分17秒)
- ② 発達障害とは (10分3秒)
- ③ 働く大人1 河島さん (13分54秒)
- ④ 働く大人2 宇多さん (11分1秒)
- ⑤ 働く大人3 山内さん (12分18秒)
- ⑥ 社員が発達障害かも?と思ったら(2分15秒)
- ⑦ 就労移行支援事業所 (11分7秒)
- ⑧ 障害者雇用とお金 (7分5秒)

**2 後編 余暇**

- ① オープニング (6分48秒)
- ② 発達障害をオープンに交流 (21分19秒)
- ③ 恋愛相談 (13分1秒)
- ④ 当事者活動 (16分34秒)
- ⑤ エンディング (2分25秒)

**監修・出演 本田秀夫さん**

精神科医。信州大学医学部子どものこころの発達医学教室 教授。  
発達障害の人が子どものころから成長するまで診療。

**出演 柏淳さん**

精神科医。ハートクリニック横浜・院長。  
発達障害の大人を長年診療。

**出演 大島郁葉さん**

千葉大学 子どものこころの発達教育研究センター 教授。  
発達障害の人がどうやったら暮らしやすくなるか研究。

ナレーション 内藤裕子

キャラクター声 一ノ瀬ゆうり

解説音声 山内平

**オンライン視聴方法**

コード：10-26-01

オンライン視聴はこちらからお申し込みください。

<https://npwo.or.jp/info/33214>

「発達障害がある大人の仕事と余暇」  
ビデオ詳細ページ



シルシルちゃん

**DVDの貸し出しもしています**

- ・詳細ページまたはお電話で、ご予約をお願いします。
- ・DVDのご利用は無料ですが、往復の送料はご負担いただけます。

**お問い合わせ**

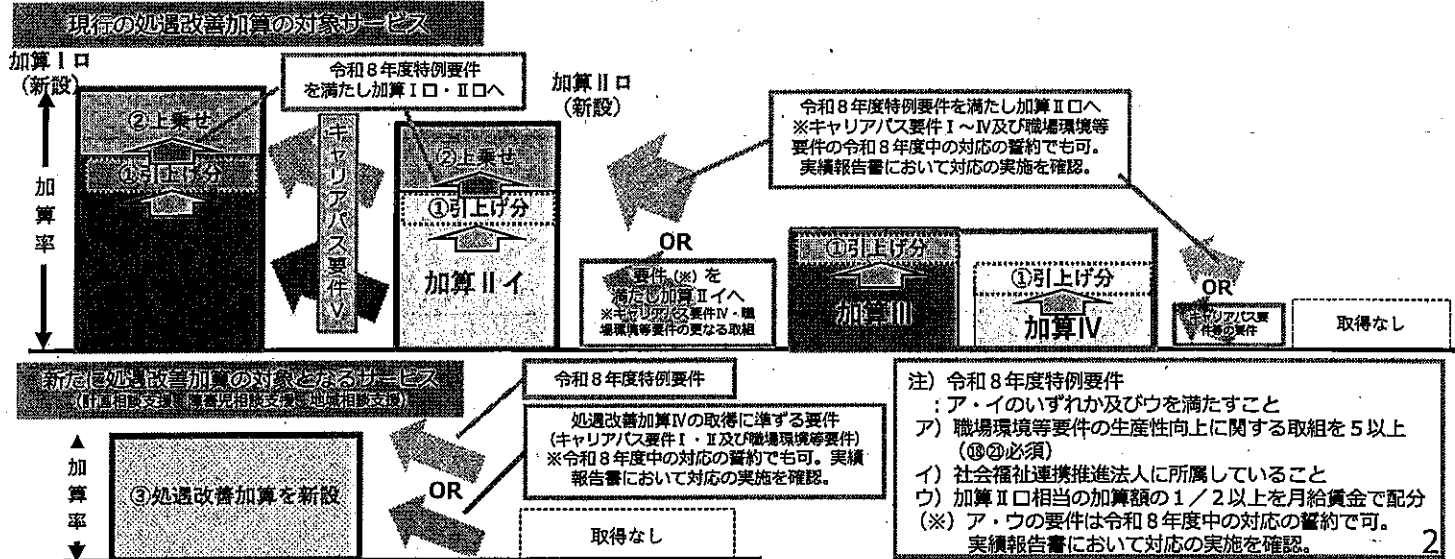


社会福祉法人  
**NHK 厚生文化事業団**  
NHK HEARTS NHK PUBLIC WELFARE ORGANIZATION

〒150-0041 東京都渋谷区神南1-4-1 第七共同ビル  
TEL (03) 3476-5955 FAX (03) 3476-5956  
ホームページ <https://www.npwo.or.jp/>

概要

- 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施する。  
※ 合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.6万円込み)が実現する措置
- 具体的には以下の措置を講じる(併せて申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる)。【告示改正・令和8年6月施行】
  - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する(加算率の引上げ)
  - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
  - ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
  - ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。



1(1) 処遇改善加算の拡充②

単位数

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
居宅介護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
重度訪問介護	37.2%	38.2%	35.7%	36.7%	30.2%	24.8%
同行援護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
行動援護	41.1%	42.1%	39.6%	40.6%	34.1%	27.7%
重度障害者等包括支援	25.2%	26.2%			19.1%	16.7%
生活介護	9.3%	9.7%	9.2%	9.6%	7.9%	6.7%
施設入所支援	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
短期入所	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
療養介護	16.4%	17.1%	16.2%	16.9%	14.3%	12.6%
自立訓練(機能訓練)	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
自立訓練(生活訓練)	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
就労選択支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労移行支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労継続支援A型	10.8%	11.2%	10.6%	11.0%	9.1%	7.5%
就労継続支援B型	10.5%	10.9%	10.3%	10.7%	8.8%	7.4%

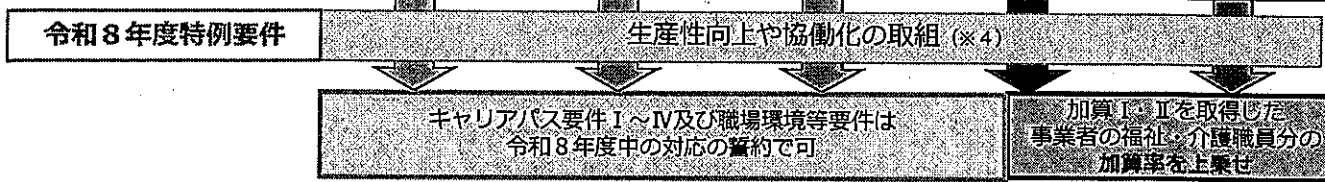
サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
就労定着支援	11.5%	11.9%			9.8%	8.1%
自立生活援助	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
共同生活援助(介護サービス包括型)	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助(日中サービス支援型)	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助(外部サービス利用型)	22.7%	23.3%	22.4%	23.0%	20.8%	16.8%
児童発達支援	15.2%	15.8%	14.9%	15.5%	13.9%	11.7%
医療型児童発達支援	19.7%	20.3%	19.4%	20.0%	18.4%	15.0%
放課後等デイサービス	15.5%	16.1%	15.2%	15.8%	14.2%	11.9%
居宅訪問型児童発達支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
保育所等訪問支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
福祉型障害児入所施設	30.5%	32.0%	30.1%	31.6%	26.2%	23.5%
医療型障害児入所施設	28.5%	30.0%	28.1%	29.6%	24.2%	22.1%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算(新設)
計画相談支援	5.1%
地域相談支援(地域移行支援)	5.1%
地域相談支援(地域定着支援)	5.1%
障害児相談支援	5.1%

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。  
加算率は、サービス毎の常勤換算職員数に基づき設定。

**算定要件等**

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善 （職場環境等要件）		○（※1）	◎（※1）	◎（※2・3）	◎（※2・3）
昇給の仕組み （キャリアパス要件Ⅲ）			◎	○	◎
改善後賃金年額460万円 （キャリアパス要件Ⅳ）				○（※3）	◎（※3）
経験・技能のある介護職員 （キャリアパス要件Ⅴ）					◎



注) 新たに対象となる計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能 ※加算Ⅳに準ずる要件は令和8年度中の対応の誓約で可

- (※1) a.区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上） + b.全体から8以上（\*）
  - (※2) c.区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上・◎必須） + d.全体から14以上（\*）
  - (※3) d又はe.キャリアパス要件Ⅳ（\*）のいずれかを満たしていれば可
  - (※4) 令和8年度特例要件：ア・イのいずれか及びウを満たすこと
    - ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5つ以上（◎◎必須）（\*）
    - イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること
    - ウ) 加算Ⅱ口相当の加算額の2分の1以上を月額賃金で配分（\*）
- (\*) b・d・e・ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

4

**(参考) 職場環境等要件(令和8年度)**

- 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ：以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上） + 全体から8
- 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ：以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上うち◎は必須） + 全体から14

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる ⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑業務支援ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等の業務については、間接支援業務に従事する者の配置や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ㉖地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進のための、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

※加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める。

5

# 障害福祉分野における職員の賃上げ・職場環境改善支援事業

健康福祉部障がい者支援課

1月補正予算額	402,415千円(国補) (物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)
---------	--

## 1 目的

障害福祉分野の人材確保対策として、11月補正予算において、一人当たり6万円相当の賃上げを予算化した。他産業との賃金格差等を考慮すると、更なる支援が必要。

そのため、職場環境改善に取り組む事業所や、地域生活支援拠点等として緊急時対応・地域移行を担う事業所を対象に、一人当たり最大5.4万円相当を上乗せして賃上げ支援を行う。

## 2 事業内容

### (1) 職場環境改善支援

- ・支給額：1人当たり2.4万円相当(0.4万円/月×6か月分)
- ・対象者：処遇改善加算を取得の上、職場環境等の更なる充実に向けて職場環境改善を計画・実施する障害福祉サービス事業所等の従業者
- ・対象人数：14,000人

### (2) 地域生活支援拠点等\*整備支援

- ・支給額：1人当たり3万円相当(0.5万円/月×6か月分)
- ・対象者：県内の地域生活支援拠点等に登録(又は見込み)している障害福祉サービス事業所等の従業者
- ・対象人数：1,850人

\*障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時対応や地域移行等を担う体制

## 3 補正予算額 402,415千円 ※全額繰越明許費を設定

【職場環境改善支援 345,922千円】

- ・補助金(給付金) 336,000千円
- ・事務費等 9,922千円(会計年度任用職員人件費、消耗品等)

【地域生活支援拠点等整備支援 56,493千円】

- ・補助金(給付金) 55,500千円
- ・事務費等 993千円(消耗品等)

令和8年度 長野県自立支援協議会 開催予定

開催月	開催日	開催時間	方法・場所
6月	未定	13:30 ~ 15:30	県庁会場 (集合予定)

令和8年度 障がい者相談支援体制等機能強化会議 開催予定

開催月	開催日	開催時間	方法・場所
5月	12日(火)	13:30~	長野県庁講堂 (集合)
8月	18日(火)	13:30~	長野県庁講堂 (集合)

地域からの課題

提出期限	提出方法
令和8年11月30日(月)	事務局宛てメール提出 fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp